



桶谷 寧「曜変天目茶碗」(下は見込みの拡大写真)

第44回

現代に蘇った曜変天目茶碗、「やきもの」の神秘を解く。 おけたに やすし 桶谷 寧さん

古い時代に作られたやきものには、国宝に指定されるほどの名品で、現代では技術的に再現が不可能とされているものがあります。しかし陶芸家の中にはその再現にとり憑かれて一生を費やす人が、古今を通じてたくさんいます。再現を目指されるものとしては、日本の桃山時代の志野焼や黄瀬戸、伊賀焼や備前焼、中国の宋の時代の青磁や白磁などが代表的です。同じく宋の時代に作られた「曜変天目茶碗」もその一つです。

曜変天目茶碗は世界の陶芸史上の頂点に位置するやきものとされ、世界に3碗しか現存せず、いずれも室町期に中国から日本に渡来して現代にまで伝世してきたものとされています。1碗は東京都世田谷区にある静嘉堂文庫美術館、1碗は大阪の藤田美術館、もう1碗は京都の大徳寺の塔頭のひとつである龍光院が所蔵していて、3碗とも国宝に指定されています。

現代でも曜変天目の再現に挑戦したり似たようなものを作る陶芸家が絶えません。が、私などは今までにその成功例を見せてもらったという覚えがありません。ただし、ただひとつの例外を除いて、です。その例外が、今回ご紹介する桶谷寧さんの曜変天目茶碗です。

桶谷さん(京都府在住)の作品を初めて見たのは7年ほど前です。初見で私は我が目を疑いました。なぜなら、現代にはあり得ないと思っていたものが眼前に存在したからです。しかしこれは間違いなく「曜変」と呼ぶに値するやきものであると思いました。

桶谷さんは曜変天目茶碗をどうやって再現することができたのでしょうか？ 専門的なことはここに書くことができませんが、桶谷さんの話を聞いていると、「やきもの」についての従来の常識(定説)が次々と覆されていくのに、一種の爽快感がありました。私などは、ずうっと長い間疑問に思っていたことがずいぶんたくさん解き明かされていったという思いがあります。

「曜変」というのは、私の解釈を言わせてもらえば、「土が玉ぎよくに変容すること」です。玉というのはいわゆる宝石のことで、ちょうど炭が高熱と高圧力の下でダイヤモンドに変容するように粘土が玉に変容するわけです。中国の宋の時代の青磁や白磁にしても、粘土から「玉」を創ることが目指されていたと解釈されます。

そういう観点で「やきもの」を見てみますと、通常私たちが馴染んでいるやきものは「粘土を焼き固めたもの(土→土)」か、せいぜい「粘土がガラス化したもの(土→ガラス)」です。本質的な意味での「物質の変容(比喩的には、物質のドラマ)」ということは起こっていないということです。

玉であることのひとつの表れは、「曜」という漢字が表すように「透明なかがやき」があるということです。桶谷さんは「自然のものは彩度が高い」と言ったことがあります。言われてみればまさにその通りです。そういう目で自然のものを見ると、なにか眼が洗われるような気がします。「土を焼く」ことの意味もそのあたりにあるのでは、と私は思います。

「自然のものは彩度が高い。」

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 654
2011 July



表紙写真
「旅立ちの時」

第25回写真コンクール銀賞
高橋 治郎●宮城会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 明日に向かって…復興支援対策本部の活動
- 08 事務所経営の必要知識
一時代にあった事務所経営のために—
第2回 土地家屋調査士の労務管理 特定社会保険労務士 岡本 俊廣
- 12 速報 第68回定時総会
- 12 「土地家屋調査士の日」制定について
- 13 日本最北、会員数60余名の会で境界問題相談センターを開設
旭川境界問題相談センターの設立
- 16 「地籍学の法的側面・技術的側面について」の連載開始にあたって
- 18 カンボジア王国訪問記
日司連の司法省訪問に同行して
- 22 事務局紹介 最終回
山口会/愛媛会
- 24 講習のお知らせ
実務に生かせる「紛争解決学」講義 講師 廣田尚久
- 26 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 27 会長レポート
- 32 特定認証局の動き
厳しい要件によって運用される特定認証局について
- 34 会員の広場を利活用ください
- 35 ネットワーク50
東京会
- 36 平成23年 春の叙勲・黄綬褒章
- 37 ちょうさし俳壇
- 38 公嘱協会情報 Vol.90
- 39 会務日誌
- 40 編集後記

明日に向かって …復興支援対策本部の活動

※文中の役職はその当時のものである

新緑萌える東北は美しい。穏やかな山並みに新しい息吹が映え、この地すべてが「小さく美しい神」の住まう場所であると感じられる。なぜ自然はこんなにも優しい景色を生み出し、その一方で人の暮らしに脅威を与え、また容赦なく蹂躪するのだろうか。

東日本大震災発生から2か月になろうとするゴールデンウィーク中の5月3日から5日まで、連合会大規模災害復興支援対策本部は、5月13日に仙台法務局で行われる「東日本大震災復興支援における日調連・宮城会・法務省・仙台法務局との意見交換会」への準備も含め、東北の被災地の現地視察と仙台市内の調査を行った。復興に向けた支援対策本部の活動を追った。

被災地現地視察～復興へ向けて、具体的方策を探る

土地家屋調査士にとって、現地は何よりも優先されるといい。このことは平時も災害時も変わることはない。平成19年の能登半島地震で自ら被災しながらも復興支援に努めた石川会。連合会支援対策本部は、その石川会所属の大星連合会副会長を被災現地に派遣、復興への具体的方策を探った。

宮城県七ヶ浜地区



宮城県多賀城市を拠点に七ヶ浜、女川地区の被災地に入った。多賀城市内は高台から見る限り表面的には被害がないように見えるが、市内に入ると、ほとんどが津波による床上浸水があり、広範囲にわたり被害が及んでいる。

次に、この拠点から車で10分足らずの七ヶ浜に入った途端、住宅、車、船舶等がガレキとなって山のようにあり、道路以外は足の踏み場もない。七ヶ浜は夏場海水浴やサーフィン等で賑わう所で私も過去に何度か訪れたことがあり、海岸沿いに宿泊施設、店舗、住宅が建ち並んでいたが、まともに津波の被害を受け、壊滅状態となっている。更にそこから広

がる耕作地(田)一面に津波が流れ込んで、ガレキを撒き散らしたかのように散乱している。

宮城県女川漁港



ここから多賀城市内を抜けて、高速道路を経由して女川地区に入り、海岸線沿いの道路に入ると倒壊建物とガレキの山ばかり。しかし、入り組んだ湾内の形状によって建物損壊のない地域があり、高潮による浸水だけで津波の影響をあまり受けていない所が点在する。

女川漁港に到着すると手前から海に向かって町全体が壊滅状態で、ガレキの撤去も手つかずになっている。港湾施設の一部が鉄骨だけの残骸をさらけ出

している。漁港手前の高台に建っている総合病院は、多くの人が入り出しているため被害はないものと思っていたが、後日新聞報道によると津波はこの15m以上もあると思われる丘を乗り越え病院の1階部分にまで及んだとのことであり、その大きさに驚愕する。

七ヶ浜、女川地区の被災地エリアは比較的狭く、被害が集中しているため、住民の多くは、まとまって避難生活を送っていることもあり、地元自治体の災害復興対策本部が実施している行政総合相談会に参加するほか、ここに土地家屋調査士の現地事務所を設置して、ガレキ撤去の仕分け、職権による建物滅失登記、土地の移動、その他登記相談も含めて法務局、地元会員と全国から募集した会員を大量に投入して自治体と連携し、その要請に対応する形で工程表を作成し、短期間に集中して処理することで、ここを中心に復興再建計画の道筋を立てるための一助となればと思う。

宮城県太白区緑ヶ丘住宅団地



14条地図が整理されている当地に5月13日(金)、基準点の移動実態を把握するため法務省が現地視察を行う予定となっており、本日その事前調査のため、岩瀬連合会理事の案内で現地に入った。

局部的にブロック塀の破損や崖崩れが見られるが、大きな範囲での土地移動を検証することについては基準点等の計測が必要であり、今回は14条地図、地積測量図、その他の資料に基づき筆界復元も含めて次回の作業手順として、5月12日(木)に再度現地入りしてGPSによる計測を実施し、地図修正の方策について協議したいと考えている。

また、この地区における、職権による建物滅失登記について、全壊建物はすでに撤去され更地となっており、一部損壊等の建物で現在残存するものは増改築または補強等で十分対応できる建物で、滅失には当たらず、判断に迷うような建物はあまり見当たらなかった。

宮城県荒浜地区



荒浜地区の沿岸部には、区画整理事業区域として造成された住宅地と、海岸に近接した公図地区の住宅地が存在する。両地区とも壊滅状態で一部建物が形として残っているところもあるが一階部分のダメージが大きく、二次災害の恐れもあり修復等で残せる建物は皆無に近く、客観的に建物として利用できるものはほとんどないのが現状であり、職権による建物滅失登記については、ほとんどが対象建物である。しかし、所有者または利害関係人の確認には困難が予想される。

区画整理区域の土地については、地殻変動等の大きなズレがあったとしても、個々の住宅敷地の境界にコンクリート境界標が多く残っており、また、埋設されている境界標の点間距離について、地積測量図に記載されている距離を現地でテープを当て点検してみると正確であり、誤差は確認されなかった。しかし、公図地区には境界標がほとんどなく、現地のコンクリート土留め、ブロック塀跡等の工作物を利用して公図との整合性を図り、集団和解法式も取り入れながら復元していくことになると思うが、ガレキ撤去の際、境界を特定するための現地の工作物をどう残していくかが課題となる。

その他荒浜地区の大部分を占める耕作地(田)は、ガレキの撤去と塩害が最大の課題で、土地の境界については現況が残っており、あまり問題とはならないと思われる。

岩手県陸前高田市港湾区域

新幹線水沢江刺駅でレンタカーに乗り換え、陸前高田市の被災地に向かう。途中、矢作川沿いに倒壊建物が少しずつ見えてきて、こんな上流にまで津波が襲ってきたのかと、そのエネルギーに驚きながら車を走らせていると、矢作川が気仙川に合流する地



点から突然ガレキが一面に広がり、ここは元、何だったのか分からないほど散乱している。しかし、道路脇の小高い所に建っている住宅は無傷のようであり、その被害の落差に言葉もない。港に近づくとつれ港湾施設と思われる建物は壊滅状態でガレキの山と化し、無造作に積み上げられている。更に海岸に近づくと地盤沈下で海水が抜けず人工的に建設したかのような浅瀬の海の様相である。海岸沿いに建っていた大きなホテルの1階が大きなダメージを受け、3階付近にガレキが付着していて津波の大きさに驚嘆する。それに耐えて残っているが、その姿はなんとも痛々しい。港湾内の道路はガレキが撤去され、かろうじて車は通れるものの、土地の形状は全て判断できない状況である。

この区域は国有化して漁業関係施設と公園に整備して、住宅地は付近の高台に団地造成して集団移転するしかないと考えてしまうほどの惨状である。当地区は国や県が復興計画のビジョンを示さないと次の行動はできそうにない。しかし被災者から要請のある身近な登記相談や職権による建物滅失登記等の準備はすぐにでも実施すべきであり、法務局、土地家屋調査士、司法書士の三者による登記相談会も早急に開設すべきである。また一方で地域の現地復興対策本部が主催し、他の行政機関、資格者等で構成するワンストップ相談会にも土地家屋調査士が参加して被災者に情報提供することがより有効であると考えられる。

宮城県気仙沼漁港

陸前高田から海岸沿いの東浜街道を目指したが、通行止めでやむなく引き返し、途中から気仙沼街道を通り、気仙沼漁港に入った。この地区は火災にあっているためガレキの大半が錆びた鉄クズ状態で散乱している。ここも陸前高田と同様、道路以外は全面



ガレキの山で土地の形状が全くわからない。しかしすぐ近くの山側に隣接してJR大船渡線鹿折唐桑駅があり、この線路から山側の家は津波の被害もなく、この線路の土手が生死を分けた可能性がある。この地域は基準点が設置されており探すことにした。ここには第18共徳丸という大型漁船が乗り上げたすぐ近くの交差点で、国土交通省都市再生街区基本調査の街区多角点のひとつを発見し、関連してGPS携帯電話等を使用して他の基準点の位置の特定を試みた。ここでも、港湾内の建物は全壊しており職権による滅失登記を必要としている被災者には、陸前高田の被災地と同じく今、我々ができることとして早急に対応すべきである。相談業務についても地域の現地復興対策本部と連携して自治体をサポートする形で行政機関が主催するワンストップサービスの相談会に参加すべきである。また、法務局、土地家屋調査士、司法書士の三者による登記相談はすでに開設されているが、多くの会員にとって被災地は遠距離にあり、長期にわたり地元会員を拘束してボランティアの相談会を実施するには負担が大きすぎて限度があると思われるので、連合会として全国に呼びかけ地元会員と連携して、計画的な相談会を実施する体制を構築すべきと考える。

復興支援意見交換会～「思いと正確な情報の共有」のために

復旧・復興の重要な鍵は「思いと正確な情報の共有」である。

5月13日、仙台北法務局において「東日本大震災復興支援における日調連・宮城会・法務省・仙台北法務局との意見交換会」が開催された。これは復興へ向けて、人々や自治体への支援、協力について、具体的な施策の大きな方針、課題等を再確認し、共有し協力して進んでいくためのもので、午後にはこの意見交換会の実証として、法務省・法務局、連合会合同の現地視察も行われた。

仙台北法務局への訪問



5月12日の午後、小雨の中、連合会の松岡会長と関根副会長、瀬口専務理事は仙台の地を訪れていた。意見交換会は翌13日だが、前日に短時間の会談を設定したのは、会議の議題以外の情報や意見の交換をするためであった。

仙台北法務局は2月から新庁舎に移転。大震災で被災した気仙沼支局の事務も、現在はこの本局で行われている。

徳永勝幸庶務課長に出迎えられ、5階の局長室にて浅井琢児仙台北法務局長、高村一之民事行政部長、関谷政俊不動産担当首席登記官らと会談を行った。

浅井法務局長からは、復旧から復興へ転換していく時期に、さらに法務局、土地家屋調査士会が力を合わせていかなければならない旨のお話があり、松岡会長は地元の思いを復興につなげることの重要性和、被災地の土地家屋調査士、土地家屋調査士会が元気を取り戻すことによって社会貢献していけるよう連合会も支援していく旨を伝えた。

意見交換会

意見交換会は雨も上がった5月13日午前10時から、仙台北法務局6階会議室にて開会された。法務省からは、山本貴典法務省民事局民事第二課不動産登記第二係長、音田剛明法務省民事局総務課予算係長、法務局からは、浅井琢児仙台北法務局長、高村一之民

事行政部長、仙台北本局および管内地方法務局統括登記官等14名、連合会から松岡会長と関根副会長、瀬口専務理事、岩淵理事、柳平幸男登記基準点評価委員(全公連副会長)、地元から鈴木修宮城会会長、柴山武福島会会長、菅原唯夫岩手会会長、鈴木洋一宮城会業務部長がテーブルを囲み、被災建物の職権滅失登記について、被災地域の法第14条地図の取扱い及び現地境界復元について、山本係長から概略と課題等の説明後、意見交換が行われた。

主に話題となったのは、広い被災地域の中でどこからどのように手を付けるかという順序と手法の問題、膨大な数量を扱うため、土地家屋調査士会の「マンパワー」面への質疑、復旧・復興と発注方式についての課題など。

「建物滅失」についてはコンピュータ化により迅速な対応が可能となっているが、実施の順序や手法、基準等については、なお自治体・行政との摺合せが必要であることなどが確認された。「土地」については特に14条地図の取扱いについて、例えばパラメータ変換により図郭の座標値だけを書き換えるというような、画一的な対応を危ぶむ声が地元の会長方から多くあげられた。また喫緊の課題として、現在交付されている地図の写しの、図郭の座標値を表示していることへの早急な対応が指摘された。浅井法務局長が総括されたように、土地、建物、どちらについても難しい部分と合理化できる部分を見極め、き



め細かな対応を各会、各局協力して早急に進めるべきとする共通認識が持てたかと思われる。

「マンパワー」については東北ブロック協議会をはじめ、人的なバックアップ体制は十分であり、案じる必要はない旨、説明を行った。何よりも「地元でお世話になってきて、いま恩を返さなくていつ返すのか。」という言葉に強い思いを感じずにはいられなかった。

発注方式の問題は、その合理性が議論となった。鈴木・柴山・菅原各会会長、松岡連合会長ともに各県、各地域により状況等が異なることや、それに精通した「地元」活用の優位性を説明、地域住民と復興を第一とした発注方式の検討を強く要請した。むしろ復旧・復興から創りだされる未来を、効率や低廉という理由だけで事情のわからない者に委ねることの非合理性を、強く危惧する。

いずれにしろ復旧・復興には、特に福島のように原発災害で立ち入ることすらできない場所もあり、対応には省庁・法務局、行政、土地家屋調査士会、それぞれ実務者レベルまでの打合せ、連携が急務であろう。

合同現地視察



すっかり晴れ上がった午後からは、仙台市太白区緑ヶ丘三・四丁目と仙台市若林区荒浜の市立荒浜小学校付近において、現地視察が実施された。これは午前の「意見交換会」を受けて、連合会役員らが被災現場を検分した結果を法務省、法務局の方々に説明して、認識と具体的情報の共有を目的とするものであった。

意見交換会を終えた連合会、土地家屋調査士会の面々は、宮城会の会館へと移動した。会館では、連合会の小野業務部長、小林社会事業部長、児玉理事が現地視察のための資料整備に追われていた。実はこの3人に岩渕理事を加え、宮城会の協力のもと、そば降る雨の中、12日から太白区において基準点、筆界点の測量を行っていたのである。この4人に柳

平幸男登記基準点評価委員を加えた現地視察担当の一行は、昼食を摂る間もなく資料を調べ、クルマに飛び乗り、途中、法務省・法務局の車両と合流して、合計4台で仙台市太白区の視察現場に向かった。

法務省からは山本係長、音田係長、法務局からは高村民事行政部長、関谷首席登記官他、管区内の各地方務局の登記官が参画された。緑ヶ丘は丘状の雛壇型の分譲地で、平成22年に地図作成作業を完了して法第14条1項地図として備付けされた地域である。局地的な地割れ、塀の倒壊などあるものの、一見大規模な被害はなさそうに見えた。ところが100 m程度の坂の上から下に向かうにつれ、基準点、筆界点の移動・変動が大きくなっていき、坂の麓では50 cmもの違いがあることを小野業務部長、児玉理事が説明すると、聞いていた係長、登記官の面々は徐々に厳しい表情となっていった。さらに小野部長らは、単なる平行移動ではなく複雑に錯綜して標識の移動・変動があること、パラメータ変換のみに頼ることで生じるであろうリスクとそれを軽減するための実地検証の必要性を訴えた。

続いて大津波による被災建物の視察のため、仙台市立荒浜小学校付近(仙台市若林区荒浜)に向かった。この小学校は大津波により孤立し、避難して取り残されていた被災者らが、大震災発生の翌日に救出される様子が報道された場所である。持参したハンディレーザー計測器で測ると、この付近を襲った津波の高さは12 m。現地は学校の建物のほかはガレキだけといった状態だった。強い風が吹く中、ここでは倒壊・流失建物の職権滅失登記の現地確認手法の案などを小野部長が説明し、15時、現地にて解散した。

またこの間、宮城会の会館では、松岡会長、関根副会長、瀬口専務理事と鈴木会長、柴山会長、菅原会長が復旧、復興への対応について、忌憚のない意見の交換を行っていた。

このたびの意見交換会、現地視察では、画一的な手法では対処しきれない被災の現状の認識、土地についても建物についてもきめの細かい計画とその実施の必要性、そのための実務者レベルでの迅速で綿密な打合せの重要性など、復興に向けての大きな方針が共有できたかと思われる。「思いと情報の共有」は一朝一夕になるものではないが、この成果をベースに復興に向け、着実に歩んでいきたい。

災害復興対策本部 情報班

事務所経営の必要知識

—時代にあった事務所経営のために—

第2回 土地家屋調査士の労務管理

特定社会保険労務士 岡本 俊廣

誌面をお借りして、この度の「東日本大震災」で逝去されました方々には、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。正に未曾有の出来事で、一日も早い復旧・復興が成されるようお祈り申し上げます。

本題に入ります。お題を頂戴しています。①事務所の雇用契約は適法か、②経営に必要な労働法の問題、③採用と解雇で注意すべきこと、の3点です。

これに伴います条件としては、「土地家屋調査士事務所の雇用形態として、補助者を雇用する場合、常勤職員としての雇用と、将来の独立希望者の研修の場としての雇用」の2パターンを与えられています。

最初に、常勤職員としての雇用と、将来の独立希望者の研修の場としての雇用と、労働法上何か問題はあるのか考えてみましたがとりわけ問題はないと考えます。

他士業でも例えば弁護士ではイソ弁(居候弁護士の略)と呼ばれ、長くその職に就いておられた宇都宮弁護士(現日本弁護士連合会会長)は、単に顧客開拓が思うように行かなかったという理由で、10年以上にわたりイソ弁をされていたそうです(本人談)。

まず、

①事務所の雇用契約は適法か。ですが、労働基準法第15条では採用時に労働契約を結ぶ際には、「労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」と規定されています。

明示すべき労働条件は

- 1 労働契約の期間に関する事項
- 2 就業の場所および従事すべき業務に関する事項
- 3 始業および終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇ならびに労働者を2組以上に分けて就業させる場合におけ

る就業時転換に関する事項

- 4 賃金(退職手当および臨時に支払われる賃金、賞与等を除く)の決定、計算および支払の方法、賃金の締切りおよび支払の時期に関する事項(昇給を除く)
 - 5 退職に関する事項(解雇の事由を含む)
 - 6 昇給に関する事項
 - 7 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算および支払の方法ならびに退職手当の支払の時期に関する事項
 - 8 臨時に支払われる賃金(退職手当を除く)、賞与および労働基準法施行規則第8条各号に掲げる賃金ならびに最低賃金額に関する事項
 - 9 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
 - 10 安全および衛生に関する事項
 - 11 職業訓練に関する事項
 - 12 災害補償および業務外の傷病扶助に関する事項
 - 13 表彰および制裁に関する事項
 - 14 休職に関する事項
- です。

上記の1から5までは書面による明示が必要となり、6から14までは口頭の明示でもよいとされています。

明示すべき労働条件について、今回改めてネットの世界と関連書籍を調べてみましたが、一つには現在の法律に合致していない、細かいところで解釈が異なっている等、数多くの誤りを散見しました。

そういった意味で、年に一度出版されています労働基準監督署からの冊子(70ページを超える)で、表題「労働基準法のポイント」(平成23年3月に各都道府県から最新版が出ていますし、またネットからダウンロードも可能です)の中に掲載されている「労働条件通知書」が一番確かなようです。

ただ、この「労働条件通知書」も一部偏りを感じま

すし、また都合の良い表現もあり、手直しの部分が必要かなどの感じもしています。労働条件通知書を作成する際には、専門家である社会保険労務士へ相談しアドバイスを受けられることをお勧めします。

通常、雇用契約書、労働契約書、雇用通知書、労働条件通知書(監督署が使用)と名称はそれぞれありますが、法的な決まりはありません。契約書として交わすのであれば双方が署名・捺印しそれぞれを1通保持するというのが望まれるところです。

以下、明示すべき労働条件を、事務所で起こりうるまたは起こっているであろうと思われる事項を取り上げ主なものを記述していきます。

1の労働契約の期間に関する事項は、労働契約に期間の定めなし(定年まで働く)と、定めありを意味していますが、一般的に期間の定めをする場合の最長は3年(例外として5年以内のものあり)という制限があります。期間の途中で契約解消(解雇・退職)は、労基法第19条の解雇制限、第20条解雇の予告、民法第627条の適用を受けます。

契約解消には「やむを得ない事由」が必要で、その理由状況いかんによっては損害賠償問題にまで発展しかねません。

また、期間の定めのある契約の場合、期間の満了とともに雇用関係も終了となるのが本来ですが、契約を更新して継続的に雇用すると、契約満了による更新拒否が解雇と解されるケースがあるので注意が必要です。昨今、この種の問題が多くなってきています。

3の始業および終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇ならびに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項ですが、労働基準法第32条では①使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。②使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。と定められています。この「1日8時間、1週間40時間」のことを法定労働時間といい、これらの時間を超えてさせる労働を時間外労働(一般的に残業と呼ぶ)といいます。

例えば所定労働1日7時間の事務所で業務の都合によりもう2時間仕事をさせる場合、2時間のうち

法定労働時間1日8時間を超えない1時間分は、法内残業と呼びその時間分の賃金を払う必要はありませんが、割増賃金は必要ありません。残りの1時間分は法の範囲を越えた残業ですので、この時間については通常の賃金のほかに割増分を加算することになります。また、本来的には労基法上、法定労働時間が労働者を働かせることの最長の時間と定められていますので、事務所としてはこの時間内で職員の労働時間を管理しなければなりません。しかし、繁忙期や、突発的に業務が多忙になったりと時間外労働をさせなければならない状況が生じる場合は、労使間において延長させることができる時間について協定(いわゆる36協定)を結び労働基準監督署へ届け出ることが義務づけられています。この届出がなければ時間外労働をさせることはできません。

4の賃金(退職手当および臨時に支払われる賃金、賞与等を除く)の決定、計算および支払の方法、賃金の締切りおよび支払の時期に関する事項(昇給を除く)ですが、賃金は、通貨で、直接本人(金融機関への振込可)に、毎月1回以上、一定の期日に、その全額を支払う、という賃金支払いの五原則に基づき行われているところですが、「最低賃金」はクリヤーする必要があります。最低賃金は都道府県別に金額の差があり時給で決められていて、毎年その年の秋に上がっていますのでその金額を上回る必要があります。

5の退職に関する事項は、労働者が事務所を離職するケースは1. 自主退職、2. 解雇、3. 時期到来による雇用関係の終了の3タイプがあります。

1. 自主退職は、文字どおり労働者の都合の退職でこれについては労働法で労働者を規制・制限するものは原則ありません。ただし、民法の「契約」に関する定めで労働者は退職したい意思があるならば、使用者に対して退職したい日の少なくとも14日前には申し出なければならないと規定されています。

2. 解雇は大きく分けて普通解雇、懲戒解雇、整理解雇、3タイプあります。この解雇については③採用と解雇で注意すべきことで記述します。

3. 時期到来による雇用関係の終了は、定年をはじめ決められていた期日の日が訪れたことによる雇用関係の終了です。現在の法律(高年齢者等の雇用の安定に関する法律)では、事務所が定年制を定め

る場合には、「定年年齢は60歳を下回ってはならず、また65歳まで雇用し続ける努力をしなくてはならない」、と定められています。

②経営に必要な労働法の問題。ですが、労働法は、労働基準法、労働者災害補償保険法(いわゆる労災)、雇用保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法、など法律の総称です。昭和22年、今から60年以上前に労働基準法、労働組合法、労働関係調整法の労働三法は施行され、労務管理をはじめその機能を果たしてきました。しかし、世界的な経済のグローバル化の流れなどにより、企業間の競争原理が働き、企業家は結果を求めるあまり成果主義を導入するなど経営そのものに力を注いできました。加えて、労働者側も正社員以外に契約社員、有期社員、派遣社員、パート、アルバイト等その働き方は多様化しました。その結果、労使間のひずみが広がり更に深くなり使用者側、労働者側から寄せられるトラブルは急増し、従来ある労働基準法を中心とした労働法だけではカバーできず、その解決が図れなくなりました。都道府県労働局総合相談コーナーに寄せられた相談の件数は平成19年度に100万件を超えました。この相談コーナーに寄せられた内容の多い順に解雇・労働条件の引き下げ・いじめ・嫌がらせ・退職勧奨等が上位を占めています。これらの問題を解決するために「個別労働関係紛争制度」、「労働審判制度」、「裁判による解決」が機能し、その解決を図ってきました。こうしてこれまで積み上げられてきた判例法理を基本に、労働契約に関する民事的なルールを明確にしたのが労働契約法です。

平成20年3月1日に施行されました労働契約法は、19条から成り立っており罰則規定はありません。この労働契約法では二つ条文を取り上げます。

一つは第5条で「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命身体等の安全を確保しつつ労働をさせることができるよう必要な配慮をするものとする。」と規定されている抽象的な条文です。解釈には、その個々のケースに応じ拡大解釈されています。具体的に、事務所には勤務の場所、設備などから予想できる危険性から職員を安全に守らなければなりませんというのが一つ。また、代表的なものとして昨今増えています「うつ病」がそれです。上司の

高圧的な態度や、同僚からいじめを受けたなど仕事を通じて「うつ病」を発症した、だからこれは労災だという話になってきています。

この種の問題は、そもそも論で対処された答が返ってきます。そもそもそういった「うつ病」等にならないよう、パワーハラスメント(パワハラ)やセクシャルハラスメント(セクハラ)を起こさないよう職場の環境に気を配り、常に労務管理に努めるなどの配慮の必要性を求められています。というものです。

結論として、安全な職場で働かせるべき労働契約法上の債務の不履行として民法第415条による損害賠償請求を受ける可能性があります。労働契約法上は罰則規定もありませんが労働契約法第5条への規定はそのことへの配慮を求めたものです。

二番目は第16条の解雇です。「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」とあり、労使とも非常に大事な条文です。先ほどと同様、重複しますので解雇については次に述べます。

③採用と解雇で注意すべきこと。ですが、まず採用のほうから事務所として、職員を採用される場合、募集に関する法律として主なものに「職業安定法」、「雇用対策法」、「男女機会均等法」があります。募集される形態には、1. 職業紹介と2. 文章による募集、直接募集・委託募集があります。1. 職業紹介は公共職業安定所(ハローワーク)、学校等で行われています。2. のうち文章による募集には、新聞広告、求人誌、チラシ、ウェブといった媒体が使われ、届出などの手続は不要で自由に行うことができるので広く利用されています。

求人・採用の際には業務内容・給与・労働時間等の労働条件の明示が必要ですし、労働基準法を下回る労働条件は無効です。

雇用対策法第10条には、「事業主は、労働者の募集および採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない」と定められています。また、男女機会均等法第5条には「事業主は、労働者の募集および採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない」と定められています。

「女子職員募集」、「男子は25歳以下」、「女子は自

宅通勤できる人]、「婚姻の有無」といった条件をつけたり、採用活動における情報の提供や採用試験等について男女で異なる扱いをすることなどは禁止されています。

面接に関する法律での注意事項について述べます。

労働基準法第3条には「使用者は労働者の国籍・信条または社会的身分を理由として、賃金・労働時間その他労働条件について、差別的取り扱いをしてはならない」と規定しています。最高裁の判例では、企業は労働者の採否を決定するに当たり思想・信条を調査すること自体は違法ではないと結論づけています。

思想・信条に関係のある事項を問うことが一切されないとする人物判断もできないということになり現実にそぐわなくなります。関連して、面接で聞けないことに〇〇宗教・政治思想があります。この場合、一つの例として、休日はどのように過ごされていますか、情報収集の手段は何がありますか、TVではどのような番組を見られますかなどでアプローチして、その返答から次の話に進んでいけば何がしかの答が導き出せるのではないかと私の過去の経験から言えます。

最後の解雇に移ります。解雇には普通解雇、懲戒解雇、整理解雇、3タイプがあるのは労働条件でも述べた通りですが、呼び名や目的は違いますが、解雇を行うときにはどの解雇であっても同じように解雇の予告、もしくは解雇予告手当の支払いはしなくてはなりません。普通解雇は、具体的には、退職期間満了による解雇、心身を理由とする解雇(医師の診断に基づき業務に耐えないと認められたときなど)等は一般的です。他に上司への反抗、遅刻・早退・職場離脱、タイムレコーダーのごまかし、経歴詐称、兼職、機密漏洩、事務所に損害を与えるなど、労働者に何らかの落ち度がある解雇がありますが、

正当かどうかはよく争いになりますし、判断は簡単ではありません。

懲戒解雇をするためには、就業規則に重大な経営秩序を乱す行為として懲戒事由の定めのあることが必要ですし、懲戒解雇は使用者が課す一種の制裁であるとされ、退職金の不支給あるいは一部支給を内容とするものがほとんどです。労働基準監督署が認定した懲戒解雇は解雇予告や解雇予告手当は、例外的に不要になることがあります。不要になる、懲戒解雇の一例をあげてみますと、1. 詐欺・横領・窃盗・傷害等の刑法に該当する場合、2. 再三の注意を受けているにもかかわらず、出勤不良が改まらない場合、3. 職場風紀や職場規律を著しく乱し、職場に大きな悪影響を与えた場合、4. 二週間以上の無断欠勤があり、出勤を促しても応じない場合等、労働基準監督署が除外認定する可能性が高くなります。

再度、雇用契約法第16条、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」とあり非常にデリケートな問題で個々によりその判断が異なり、専門的知識と経験が必要となり高度な判断を要求されます。労働者にとって「解雇」は生活の安定を脅かす大変恐ろしい人生の一大事であるということを、使用者側は再認識する必要を感じます。

整理解雇は、いわゆるリストラがそれに当たります。整理解雇に必要な要件は1. 整理解雇の必要性、2. 整理解雇回避のための努力、3. 職員への説得等、4. 解雇基準の合理性がありますが、その必要性はありませんので、説明を省きます。

以上、平成23年4月1日現在の法令に沿って解説いたしました。トラブルの予防や、事前の紛争解決に少しでもお役に立つことを願ってやみません。

速報

日本土地家屋調査士会連合会第68回定時総会が開催されました。

平成23年6月21日(火)・22日(水)の両日に亘り、東京ドームホテル(東京都文京区)において、江田五月法務大臣、小川敏夫法務副大臣、黒岩宇洋法務大臣政務官、原優法務省民事局長、小出邦夫法務省民事第二課長他多くのご来賓をお迎えして、日本土地家屋調査士会連合会第68回定時総会を開催しました。

21日午後0時50分から翌22日の正午までの限られた時間でしたが、被災地の宮城会、福島会、岩手会の会長方による東日本大震災の現状報告、連合会の平成22年度会務・事業経過報告に続き、平成22

年度決算承認の件、平成23年度事業計画・予算審議の件に加えて、「土地家屋調査士の日」制定の各議案が可決・承認されました。また任期満了に伴う役員改選が行われ、新役員が選任されました。新しい会長、副会長は次のとおりです。

会長 竹内八十二(東京)

副会長 林 千年(岐阜)、岡田潤一郎(愛媛)、志野忠司(奈良)、関根一三(埼玉)

詳細については、8月号(No.655)で報告する予定です。



「土地家屋調査士の日」制定について

連合会広報部

速報のように、日本土地家屋調査士会連合会第68回定時総会において第3号議案として「土地家屋調査士の日」制定について審議がなされ、全会一致で可決承認されました。

私たち土地家屋調査士は、昭和25年7月31日の土地家屋調査士法施行以来61年にわたり、その業務を通じて土地家屋調査士法第1条に掲げられる目的「不動産に係る国民の権利の明確化」に寄与してきました。平成22年度は、土地家屋調査士制度制定60周年を記念して、土地家屋調査士を主人公にしたテレビドラマの放映、連合会主催の地籍シンポジウム in Tokyoのほか、全国各地で記念イベントの開催など1年を通じて様々な催しが行われましたが、土地家屋調査士の知名度に関しては、年々上昇してはいるものの、他資格者に比べいまだ不十分であるとも感じられます。

「土地家屋調査士の日」制定の趣旨は、土地家屋調査士制度が誕生した土地家屋調査士法施行の日である7月31日を記念日として制定することにより、土地家屋調

査士会員の各々がその社会的使命を再確認する機会にするとともに、市民の皆様への、土地家屋調査士制度の役割をPRする機会とするためであります。

今後「土地家屋調査士の日」を機軸として、表示登記の日(4月1日)、測量の日(6月3日)、法の日(10月1日)などに全国各地でシンポジウム、相談会など各種イベントを開催することによって、更なる知名度向上が期待できると考えています。



日本最北、会員数60余名の会で境界問題相談センターを開設

旭川境界問題相談センターの設立

旭川土地家屋調査士会副会長 広瀬 利博

平成23年5月10日、旭川境界問題相談センターを開設しました。設立までの経過と概要を報告いたします。

1 旭川土地家屋調査士会の紹介

北海道の人口は550万人、面積は日本全体の22パーセントを占めています。道内の法務局・地方法務局の管轄は、それぞれの中心都市の名前を使って、札幌、函館、釧路、旭川の4つに分かれています。北海道の分け方はいろいろありますが、道央、道南、道東、道北という呼び方が前記の管轄と一致する感じで、旭川会は道北すなわち日本最北の土地家屋調査士会になります。

旭川会は、地方法務局の本局・支局ごとに5つの支部に分かれています。北海道はどこでも同じですが、広い地域で少ない土地家屋調査士が活動しています。この人数で需給バランスがとれているということは、事件数だけではなく境界問題も少ないことが想像されます。しかし、日頃の立会いなどで関係者の話を聞くと、境界について何らかの疑問や問題を抱えている人は少なくないと感じています。

2 設立までの経過

(1) なぜADRセンターが必要か

行政改革の中で資格制度の見直しの論議もあり、土地家屋調査士は時代の変化に対応して「何をしなければならないのか」を問われるようになりました。登記申請代理を本来の業務と考え、土地・建物の調査・測量を適正に行うことで期待に応えることが一番だという意見があります。加えて土地境界の専門家としての能力を活かし社会貢献しなければならない、ということで取り組んだのが境界問題相談センターであると思います。連合会の主導で境界鑑定委員会を全国の各会に作り、土地家屋調査士会型ADRを試行するなどして、「筆界の専門家」としての土地家屋調査士の立つ位置が見えてくると共に、ADR法の制定(平成16年)、土地家屋調査士法の改正(平成17年)があり、次第に比較的小規模な土地家屋調査士会においてもセンターを開設したことが伝えられるようになりました。

旭川会においては、平成15年頃から研修会のテーマとして民法・民事訴訟法などの法学研修やADRを取り上げることが多くなりました。また、ADRセンターサミット(平成18年)、ADR担当者会同(平成19年)などに参加して、情報交換に努めてきました。ADRを全国

規模で展開するということが、地域によってサービスの差をつけないためにも、土地家屋調査士としての団結にも大事であると理解できるのですが、ADRセンターはとても重いもので、執行部として設立を表明するまでには時間がかかりました。

(2) 設立に向けての検討

旭川会では、平成19年度総会において山谷正幸会長が就任したときに、センター設立に向けて取り組むことを表明しました。設立を検討する組織としては、境界鑑定委員会(畑功委員長)にお願いしました。

平成20年度総会のとき、全国の30会でセンターが既設となっていました。同総会において境界鑑定委員会から「旭川会の会員数、資金力ではたいへん難しいが、土地家屋調査士を取り巻く環境の変化に対応し、土地家屋調査士の質を高めていくためにはADRを立ち上げる意味はある。アイデアを出し合って身の丈にあったセンター作りをしたいのもう少し時間をかけて検討したい。」と答申があり、境界鑑定委員会が引き続き、設立の検討をすることが承認されました。

平成20年11月から、市場調査として、境界問題無料相談会を毎月開催する体制を作り、会館前の通りに面して看板を常設しました

が、センターの必要性を感じさせるような結果は出ませんでした。広報活動の重要性と、土地家屋調査士の持つ力だけでは、境界問題の相談を受けても知識と権限の幅が狭くて期待に応えられないという現実を知ることになりました。

(3) 設立準備委員会設置

平成21年の総会するとき、全国の35会でセンターが既設となっていました。境界鑑定委員会より、全国の各会が工夫して運営維持している実態があるとの報告、及び旭川会が考えているセンターの概要、手続の流れの説明を行いました。「設立準備委員会の設立と設立準備のための特別会計」が承認され、設立に向けて動きだしました。しかし、まだ、委員会内部にも執行部にも慎重論を唱える人がいて、順調には進みませんでした。

平成22年度総会するとき、全国の43会でセンターが既設となっていました。設立準備委員会では本総会において、センター設立の是非を問うことにしました。反対意見が多いことから、多数決を得なければ先に進むことはできないと考えたからです。設立準備委員会からは設立のメリット、デメリット等を説明し、議論しましたが、会場使用時間が近づき審議未了で結論が出ませんでした。

(4) 臨時総会から協定締結まで

総会の1週間後の理事会で、臨時総会を6月26日に開催することを決めました。臨時総会は、わずかに賛成が上回り「平成23年3月にセンターを設立すること」が決まりました。

弁護士会との打合せは、平成21年10月が1回目、最初から友好的に迎えていただきました。日程を平成23年3月26日と決められた後も、協力的に話し合いに応じ

ていただき、3月15日に協定書の調印式を行うことができました。



(5) 開設

設立記念式典は、年度末ギリギリの3月26日に制度制定60周年の式典を兼ねて執り行う計画でしたが、3月11日の東日本大震災により中止しました。

なお、開設日は5月10日としてオープンを遅らせ、関与員研修などの準備に費やしました。5月10日は特別な行事を行わなかったので、とても地味なスタートになりました。

3 今後の課題と期待

設立にはとても苦労しましたが、残念ながら旭川会の総力を結集したとは言えません。しかし、ここに来てようやく慎重論の人たちとも本音を語れる雰囲気が出てきました。ADRセンターがお荷物ではなく会の財産にするために、これから良く話し合っていきたいと思います。

実務的には、相談においても、調停においてもトレーニングが足りなく、既にセンターの諸規則・規程の疑問や不備も指摘されています。開設したものの課題は山積みで、運営委員会と本会は協力して問題解決に当たらなければならぬことを認めています。

ADRを通して会と各自が研鑽し、土地家屋調査士としての専門性に磨きをかけ、社会に有用な資

格として次の世代につなぐことができれば、センターの設立も無駄にはならないと思います。

ヒト、モノ、カネのない小さな会が、どのような工夫をして設立をしたのかについては、詳しく紹介することができませんでしたが、簡単に言えば「今あるものでやった」ということになります。

4 お礼

ここに至るまでには多くの方々に教えをいただきました。また、釧路会様をはじめ他会の研修会へも参加させていただきました。お世話になった皆様にあらためて感謝申し上げます。

研修等でお世話になった方々

梅津和宏様

(旭川地方裁判所…H19)

牧野敏博様

(旭川簡易裁判所…H21)

原口克広様

(旭川地方法務局…H21)

松久三四彦様

(北海道大学…H15・H16・H17・H18)

和田直人様

(白鷗大学…H22)

佐古田真紀子様

(旭川大学…H16・H17・H19)

足立清人様

(旭川大学…H19)

西田寛様

(大阪会…H17・H22・H23)

谷口正美様

(鹿児島会…H20・21)

岡嶋吉秋様

(札幌会…H16・H17・H22)

宮嶋泰様

(大分会…H17)

境界紛争解決の方法

(裁判)

(境界特定制度)

土地が登記された時に定められた境界（境界）を現地において再現し、特定します。
法務局に申立ての申請をします。

(裁判外民間紛争解決)

土地家屋調査士と弁護士が協力して、紛争者が納得できる解決方法を見出すよう、相談と調停を行います。
「旭川境界問題相談センター」で受け付けます。



土地の境界問題で
困っている事は
ありませんか？

下記へご相談ください

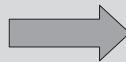
旭川境界問題相談センター

〒070-0032
旭川市2条通17丁目465番地1
旭川土地家屋調査士会館内
電話 0166-22-5530
FAX 0166-23-0868
事前相談受付 平日の10時～16時



どんな時に利用できますか？

- ・お隣との境界について長年の悩みを解決したい。
- ・境界が不明でお隣と争いになっている。
- ・お隣と垣根(塀等)で揉めている。
- ・敷地を測ったところお隣とトラブルになった。

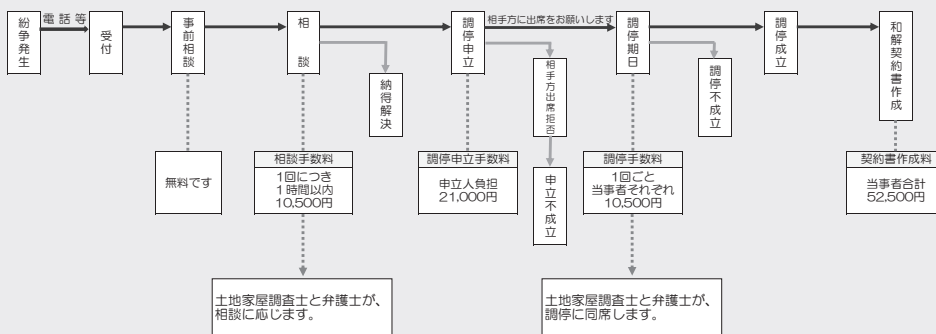


裁判まで行かず
短期間で解決したい時

誰がやっていますか？

所定の研修を受けた会員の中から旭川土地家屋調査士会が任命した土地家屋調査士と旭川弁護士会が推薦した弁護士が協力して相談と調停を行います。

どうやって解決するのですか？



「地籍学の法的側面・技術的側面について」の 連載開始にあたって

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)では、土地家屋調査士制度制定50周年記念事業として平成12年に「第2回地籍国際シンポジウム」を開催した。このシンポジウム開催を受け、全国各地の土地家屋調査士会では、地籍に関するシンポジウムが定期的に行われ、広く一般の方々に、日本の登記制度の大きな柱として「地籍」を備えることの重要性を訴えてきた。

これまで全国的に湧きあがってきた「地籍」に関する学術的位置づけ、研究の重要性が地籍に関する研究会の組成に向けた動きとなり、不動産登記法等の「地籍・地図・境界」に関連する法令が改正され、オンライン登記申請制度、筆界特定制度、土地の境界紛争における民間紛争解決手続等の新たな制度が創設されるなど、社会の利便に供する専門職能としての土地家屋調査士が新たな役割を担ったことを記念

して、「地籍・地図・境界」をテーマにわが国の地図・地籍に係わる諸機関・諸団体、韓国・台湾の政府等関係機関、学会、学者、実務家等の参加協力を得て、平成18年に「第5回国際地籍シンポジウム」を中心として「土地家屋調査士全国大会」が国立京都国際会館で開催された。(京都地籍シンポジウム)

このシンポジウムでは、海外参加者、官公署職員、学識経験者及び土地家屋調査士等からの研究等の発表を行い、地籍に関する多面的な議論、「地籍・地図・境界」を巡る各国の地籍制度と地籍関連法令等について議論を行うことで境界紛争やその解決方法における各国の実情の違いを浮き彫りにし、日本の新しい制度を含めて、各方面の専門家の果たすべき役割の再検証を行うとともに、「地籍制度・表示に関する登記制度」の重要性を社会にアピールすることを目的とし、「京都地籍宣言」を行ったのである。

＜京都地籍宣言＞

かけがえのない万物共有の財産である土地の「姿・かたち」やその範囲を明らかにする「地籍」の明確化に寄与し、人々の毎日の暮らしや、財産を護るため、更には国づくり、まちづくりを進める行財政施策における基盤作りに資するため、一人一人の弛むことのない努力を必要としています。

今日、京都の地において内外の研究者・実務家が相集って世界的視野から日本の地籍についての現状と課題を検証し、新たな時代に求められる制度の姿を描く端緒ができました。

私たちは、この大会を契機として、わが国及び世界の地籍の制度の充実と発展のために以下をその行動指針とします。

- 1、地籍・地図・境界の重要性を広く各層に啓発し、その整備の充実に寄与します。
- 2、高度情報化社会・電子化社会に対応し、国家と自治体による行財政施策の基盤整備に資し、国民の更なる利便に供することのできる地籍制度の構築に向けて技術的、学術的研鑽を更に深めます。
- 3、安心して心豊かな暮らしを護るため、土地の境界をめぐる紛争を未然に防止するとともに、万一紛争となったときの迅速・適切な解決を図る仕組みを提供します。
- 4、地籍についての学術的・学際的研究のための組織の構築と、地籍に携わる者の体系的教育システムの構築について提言し、実現に向けて努力します。
- 5、地籍の明確化に取り組む全ての関係機関と研究者・実務家・利用者が連携し、情報の交換を密にするとともに課題の共同研究、その成果の活用・実現への努力を重ねます。

地域を超え、国を越えて広がる「地籍・地図・境界のあした」の実現を目指して、ここに宣言します。

2006年11月14日

第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto

地籍に関する研究会の組成について「京都地籍宣言」に明言されたことを受け、連合会では、日調連研究所をはじめ、組織として取り組み、地籍についての学術的・学際的研究のための組織の構築を目指すべく平成21年に「地籍シンポジウム in Tokyo ～地籍に関する研究会の設立に向けて～」と題して、シンポジウムを開催した。

このシンポジウムでは、地籍についての学術的・学際的研究のための組織作りの必要性と、地籍に携わる者の教育システムについて、その課題を探るため、法律的側面、技術的側面、人的要素について、以下に示す課題について議論を行った。

- 1 地籍・登記制度の目的(社会経済における制度の基本的機能・役割)
- 2 財産制度と地籍・登記制度の形態関係(実体法と手続法関係)
- 3 情報技術・測量技術の応用と制度運用のあり方との関係
- 4 教育制度・人材育成・運用組織の構築
- 5 地域性・文化性など差異による制度運用(国際的視野も含めて)
- 6 学問体系の差異を統合する専門知識構成
- 7 専門職能の資格制度のあり方及びその隣接職能との関連
- 8 社会経済における制度運用の経済合理性

地籍に関係する分野は、環境問題や、都市計画、農林業、金融取引、情報、測量技術、歴史、文化、教育などあらゆる分野に密接に関連している。また、新しい技術開発に伴う急激な社会構造の変化に対応するには、それぞれの分野で研究成果を「地籍」をテーマとして連携させるための研究会は欠かせな

い存在である。

平成22年10月3日に土地家屋調査士制度制定60周年、表示登記制度創設50周年を記念する事業として東京都日比谷公会堂において「地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会 in Tokyo」が開催された。この席上において、これまで地籍に関して多方面の立場から、また、各分野での議論が進んだことを受け、「地籍問題研究会」の発足が高らかに宣言された。

平成23年3月11日午後2時46分に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、日本の災害観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。この地震により、場所によっては波高10メートル以上の大津波が発生し東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

また地震の揺れによる液状化現象、地盤沈下などが広大な範囲に発生し、各種ライフラインも寸断された。「東日本大震災」である。

現在、震災の復旧・復興に向けて、政府、地方自治体、関係各機関が連携して対応が進められている中、権利の客体である土地の境界を現地において復元することが求められている。

私たち土地家屋調査士は、資格者として期待される職責と震災被害からの復興に向けた工程の中で「地籍問題研究会」を通じ、各研究者、学者の方々と連携して提言等ができるものと考えている。

この連載では、「地籍問題研究会」に参加された研究者の方々から地籍に関する「法律的側面」、「技術的側面」についてご寄稿いただくことによって、地籍に関する研究会の目標の一端を示していきたい。

カンボジア王国訪問記

日司連の司法省訪問に同行して

志野 忠司

インドシナとは言い得て妙なる地名だと思う。インドの東方、中国の南方に在るこの地域はまさに地名のとおり両大国に挟まれ影響を受ける歴史であり、今もその関係は変わらない。

インドシナは現在、ベトナム・ラオス・カンボジアの3国を包含する地域の総称であり、文字通りインド(ここで言うインドとはかつてヨーロッパが漠然と総称した地域であり、現在のインド、パキスタン、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、タイ、マレーシア、ブータン、ネパール等を含む地域である。)の東、中華人民共和国の南に位置する。

私は何故かこの地が大好きでベトナムには3回、ラオスには1回、カンボジアには2回私的な旅を楽しんだが、本年3月8日から14日までカンボジア王国の司法省との交流のために派遣された、日本司法書士会連合会(以下、「日司連」という。)の代表団に日本土地家屋調査士会連合会(以下、「日調連」という。)を代表して同行した。個人的には3回目のカンボジアである。結果として残念であったのは、その間、3月11日に祖国を襲った東日本大震災の際、外地に在って直ちに日調連災害対策本部に出頭できなかったことである。やむを得ないこととはいえ、犠牲者、被災者、会員の皆様にはお詫びしたい。

では、何故私が日調連を代表して日司連の派遣団に同行したのかといえば、昨年4月、日司連から司法書士の金武絵美子さんが、JICAからカンボジア



日本における交流会にて挨拶する
カンボジア司法省チャン次官(代表団団長)
2月9日、司法書士会館にて

王国司法省及び国土管理都市計画建設省共同コミッティ(不動産登記法起草グループ)に2年間の任期で派遣されることになり、日調連も表示登記の分野から協力して欲しいとの要請があり、瀬口専務理事と共に歓送会に参加したことに始まる。

本年2月になってカンボジア司法省の代表団がチャン司法省次官(女性)を団長として訪日され、交流会・歓迎会には日調連から私は、大星副会長、関根副会長、瀬口専務理事、さらに日調連研究所の剣持研究員とともに参加した。勿論、金武司法書士も共に帰国された。

次は、日本からカンボジアを訪問しカンボジア司法省と交流することになり、日司連は細田会長以下最高幹部が参加された。日調連からも松岡会長をはじめ数人の参加を希望していたが、日程の都合で私一人になったのである。結果として大震災のさなか会長以下多数が不在であれば災害対策にも後手となったであろうところ、私一人で済んだのは不幸中の幸いであったと思う。

さて、何故カンボジアに法律整備支援が必要であるかについては、50歳代以上の読者にはある程度ご理解いただけるだろうし、若い読者は歴史としてはご承知かも知れないが、関心の薄い読者には単に発展途上国への援助としか受け取られないかも知れない。よってこの訪問記では単に訪問した期間の報告に止まらず、カンボジアの歴史、政治にも触れざ



日本はカンボジア王国とJICAを通じて同国の司法省及び国土管理都市計画建設省共同コミッティ(不動産登記法起草グループ)に国際協力を行っている

るを得ない。また、その中で私自身の私的体験にも触れることがあるであろう。意見を異にされる読者もおられるかも知れないがその辺はご容赦願いたいと思う。

そもそもカンボジアは古い歴史を持つ王国であったが、地域大国であるベトナム、タイの脅威下であり、常に主権を脅かされ王族内部の争いも頻発していた。そこに付け込んだナポレオン時代のフランスが1863年保護条約を押しつけ植民地化していったのである。1941年、フランスがドイツに敗れペタン元帥のヴィシー政府が発足するとカンボジアは日本の後押しで一旦独立するが、結局またドイツが連合国に敗れて植民地に戻り、1953年に改めてフランスからの独立を果たすことになる。

問題は、独立後も内紛は絶えず、国王シアヌーク殿下は左右のバランスの上に立ち、君主でありながら社会主義者を自称してピンクの殿下との陰口も叩かれていたが、時代は米ソの冷戦下であり、中ソの援助を受けた共産軍と米国の援助を受けた自由主義陣営の争うベトナム戦争の強い影響を受け、ついに1975年、カンボジアでも共産主義者が政権を握るに至った。この政権は類を見ないほど原則的というか極端な思想の集団であった。「ポルポト政権」と呼ばれる時代である。

この時代の詳しいことは読者の興味に任せるとして、カンボジア国民少なくとも100万人以上が虐殺されインテリというよりも字の読める人、眼鏡をかけている人は殆どいなくなってしまったのである。当然、殺される側にいたシアヌーク殿下は、容共姿



カンボジア王国の至る所にこのようなシアヌーク殿下の写真が掲示されている。

勢のためか政権の後ろについた中国の受けが良かったために北京にかくまわれていた。1975年初めての外国旅行として毛沢東の支配する中国を訪問した私は、北京の人民大会堂でシアヌーク殿下や鄧小平中国副首相と会う機会を得た。

あまりの残酷な政治に1979年、ベトナムとそれに従うグループがポルポトを打倒したが内戦は終結せず、1992年国連統治下に入り日本人の明石代表が政治を担った。この年、日本の自衛隊も初めてPKOとしてタケオに入った。私はこの時もピースボートに加わってタケオを訪問し、自衛隊の国際平和活動を激励すると共に、明石代表や日本大使にもお会いする機会を得た。

少し解説が長くなったが、このような歴史が日本がカンボジアの法律整備のお手伝いをするきっかけになったのである。ポルポト以後、およそ法律どころか書物の一冊さえ無くなったカンボジアが近代的な民主主義国家として出発するために、日本は法務省職員や判事、検事、弁護士を派遣し、カンボジア人と共に法律づくりを援助し、2006年民事訴訟法、2007年民法をようやく公布するに至ったのである。カンボジアの現状はとにかく字の読める人が最高裁の判事に就任したという位、人材が不足しており、民法や民事訴訟法を公布してもカンボジアの一般民衆にはその理解は極めて困難であり、また、実際に運用していくためには引き続き付属法令の起草が必要であり、そのためには、カンボジア司法省が自立できるよう人材育成を行うことが不可欠になる。

カンボジアは、植民地以前は「土地は国王のもの」という考え方であり、フランスの植民地下では、フランス人や中国人等の外国人、あるいは、大地主の所有になったが、ポルポト政権下で共産主義の原則通り全て国有化になり、今も原則国有であり特別占有権という形で事実上の私有が認められているのである。土地の私有を認めて安定した所有関係を保つためには、登記制度が必要なことは読者は当然ご理解いただけるだろうが、権利関係の基礎は表題部、地図にあるのである。カンボジアの地図は現在、航空写真を基に作製されているとのことであるが、勿論全国に及んでいる訳ではない。また、現地も境界標らしきものは見当たらず、塀等の構造物で区画されている。我々土地家屋調査士が援助協力できる部

分は無限にあると思う。今、日本自体が大変な状態にあり、外国にかまっている暇はないとの考えもあるだろうが、政府も対外援助は継続すると言っているとおり、今後の国際関係を考えれば、自国だけのことで終始する訳にもいかないだろう。日本の一員として、日司連と協力して、我々土地家屋調査士もカンボジアに対し何ができるか、役員や若い読者は真剣に考えていただきたいと思う。

なお、中国や大韓民国は今、カンボジアに援助攻勢を仕掛けている。しかし、彼らの援助は、政治家の喜ぶ箱物であり、その点、日本の司法支援は、真にカンボジアが法治国家になることを願った国民のための援助である。ここに日本の援助の真髓があると思う。

さて本題に入ろう。カンボジアの首都プノンペンには日本からの直行便は無く、ベトナムのホーチミンあるいはタイのバンコクを経由して入る。私はカンボジアは今回3回目であり、以前タケオにはホーチミン経由で入ったが、今回はバンコク経由となった。日本とプノンペンあるいはバンコクとの時差は2時間バックである。9日早朝1時に羽田を出発した便は朝8時にプノンペンに到着。午後には早速司法省に赴き、金武司法書士やJICA担当者と打合せを行った。司法省は立派な建物だが、裁判官の宿舍等も併設されており、必ずしも広い敷地とはいえない感じがした。翌10日は終日司法省において日司連側講師による法人登記及び民事執行法・民事保全についてのレクチャーが行われた。講師の中には英語で話す人もいたが、それでもクメール語、英語、日本語が飛び交う風景であり、残念ながら私には半分も

理解できなかったが全員、真剣な雰囲気であった。

しかしながら、長い共産独裁を経て今も自由主義、資本主義とは簡単に言えない開発独裁下にあるカンボジアの人には、例え公務員といえども法律の仕組みを理解することは大変困難であり、例えば抵当権という言葉の意味や仕組みも現実には存在せず、日本の明治維新の志士の西欧留学を連想した。カンボジア人の45歳以上の識字率は21パーセントと低く、カンボジア側のメンバーはポルポト政権崩壊後に教育を受けた若い人が多かった。現在の幹部は多くがポルポトから逃れて海外留学していたブルジョア出身の子弟が多いとのことである。また、発展途上国や独裁下の国にありがちな不正、賄賂も横行しているとのことであり、不正が無いのは司法省のみであるとのことであった。弁護士制度も発足しているが、政治家に100万円もつかませれば資格が貰えるとのことであり、法制度ができてそれが定着するには大変な努力と時間が必要であると感じた。土地家屋調査士や司法書士の制度は勿論ない。

翌11日は、午前中に王宮を見学、午後の大使館訪問に備えてホテルで休憩中CNNTVがJAPANの文字と共に車が流れる映像を流した。0時46分即ち日本時間午後2時46分のことである。詳しいことは分からぬまま大使館に到着。厳重な警備の中、黒木特命全権大使と面会、今回の訪問の趣旨を説明し意見交換した。その後、NHKの画面を見ることが出来るテレビのある大使執務室に案内していただき、ようやく祖国が大変な状態になっていることを知った。直ちに日調連に電話したが事務局でも未だ



司法省において行われた日司連側講師による法人登記及び民事執行法・民事保全についてのレクチャー



3月11日から滞在期間中、ずっと東日本大震災の報道がトップニュースとして取り上げられる。写真は、3月13日の原子力安全・保安院の会見。現地でNHKの画面を見ることに。

全容を把握していない様子だった。後で聴くと、当日は役員や事務局職員も会館に泊まったとのことであった。我々は司法省との交流を中止して帰国すべく航空便の手配をしたが、予定より1日早く関空に帰れるだけであり、私は14日に東京で予定も入っていたので予定どおり3月14日早朝に羽田に帰り、直ちに日調連の災害対策本部に出頭した。

話は戻るが、11日の夜は司法省のバンフォン筆頭次官の招待で晩餐会に出席した。と言っても堅苦しいものではなく、居酒屋風の場所で司法省は勿



カンボジア司法省の建物前で

論、国土管理都市計画建設省の職員やご家族も参加された。なお、書き遅れたが、カンボジアの土地登記局は司法省の傘下ではなく国土管理都市計画建設省の傘下である。また、司法省の傘下には法務局がある。どうやら司法省は法制局のような役割もあるらしい。晩餐会では日本語を勉強している学生さんが流暢に通訳してくれたので親睦を深めることができた。

司法省との交流の予定は11日で終わり日司連の細田会長等は帰国、他の団員はシエムリアップに移動、今回の訪問で唯一観光ともいべきアンコールワット見学をすることになった。私は前にも見学しているので寺院前で土産物屋を訪ね現地の人と交流した。私の個人旅行は殆どアジアだが、市場や現地の庶民と、言葉も分からないままであるが交流するのが一番楽しい。

さて、与えられた字数も枠に近づいて来たが、私は今回の訪問団に加えていただき、震災の事を除けば本当に良かったと思っている。朝鮮動乱からベトナム戦争、そして今のテロとの戦いの時代に関心をもって生きてきた自分史に止まらず、土地家屋調査士を生業に選んで資格者の社会的責任を絶えずテーマに考えてきたが、今回の訪問を通じて国際的責任も痛感した。語学の壁さえ乗り越えればカンボジアに止まらず多くの国が今後、法的整備をする際、我々土地家屋調査士が貢献できる分野は本当に多いと思う。昨年1月の日調連主催の地籍シンポジウム in Tokyoでも坂本勇先生が、インドネシアのアチェ州の土地台帳復元の経験を話しておられたが、我々の知見が社会のため、世界のために役立てられるよう全国会員の関心と奮起を期待して筆を置きたいと思う。

(日本土地家屋調査士会連合会副会長・
奈良県土地家屋調査士会名誉会長)

山口県土地家屋調査士会事務局

山口県は本州の最西端にあり島根県と広島県と県境を接し、三方を日本海と瀬戸内海に囲まれ愛媛県と福岡県に海を介して接しています。

歴史的にみると平安末期の壇ノ浦(下関市)の戦いで平氏滅亡の舞台となり、室町期において「山口」は大内氏の首都として当時日本最大規模の4万人都市として盛えました。また、松下村塾に代表されるように薩摩藩とともに明治維新の原動力となり幾多の人材を輩出しました。初代総理大臣の伊藤博文を初めとして、これまでに大日本帝国憲法と日本国憲法の両方の時代を通じて最も多くの首相を輩出する県となっています。

事務局のある山口県土地家屋調査士会館は山口駅のすぐ隣にあり、敷地はJR西日本から50年の定期借地権で借受けています。平成10年6月に完成しました。鉄骨造3階建て延床面積641.40 m²の建物です。1階に山口県土地家屋調査士会の事務局があり、2階に山口県公共嘱託登記土地家屋調査士会の事務局と会議室、3階に2つの会議室があります。



全館風景

平成23年5月1日現在、山口会は会員234名(内女性11名)、3法人、岩国支部、周南支部、萩支部、山口支部、宇部支部、防府支部、下関支部の計7支部からなっています。会員の年齢構成は20代1名、30代24名、40代36名、50代69名、60代以上104名となっています。御多分に漏れず本会も世代交代が大きな課題となっていますが、昨年5月に山口県においても青年土地家屋調査士会が発足し、今後の活躍が期待されています。

事務局は事務局長の伊藤さんと、事務局職員の森下さんの二人体制で土地家屋調査士会と政治連盟そして『境界問題相談センターやまぐち』の事務を、ま

さしく少数精鋭で取り扱っています。

今年は山口県で国体が開催されます。みなさんのお越しをお待ちしています。

『おいでませ！山口』

(広報部長 高松)



左から 森下・伊藤・戸倉広報担当副会長



事務風景



受付のちょうさし博士(久保真珠美会員作成)

山口県土地家屋調査士会連絡先
〒753-0042
山口県山口市惣太夫町2番2号
TEL : 083-922-5975 FAX : 083-925-8552
URL : <http://www.chousashi.net/>
MAIL : yamatyo@chousashi.net

愛媛県土地家屋調査士会事務局

愛媛県は四国の北西部に位置し、県北部には瀬戸内海があり、しまなみ街道を通じて広島県と結ばれています。県南西部には豊予海峡と宇和海があり、海を挟んで九州を望むことができます。また、山岳部は四国山脈に囲まれており、人口は約142万人、国土地理院の情報によると、東西の長さが約156km、南北の長さが約157kmの南北方向に細長い県で、香川県、高知県、徳島県の他の四国3県と接しています。気候は瀬戸内海側の東予地方から宇和海側の南予地方の海岸部一帯は1年を通じて比較的温暖ですが、県中部の中予地方と東予地方の山岳部にかけては西日本最高峰の石鎚山があり、この地域は冬場には降雪量も多く、スキー場もあるので、南国と言われている愛媛ですが、意外にもスキーも楽しめます。

県の特産物としては、みかん・いよかんなどが代表的で、ポンジュースが全国的には有名です。また、宇和海沿岸では鯛、はまちなどの養殖も盛んに行われています。

現在の会館は、平成9年10月に会館用地として取得し、新築工事を終え、平成11年1月に司法書士会との合同会館(愛称：グリーンドーム)として運



会館全景



4F 大会議室



3F 事務所内

用を開始しました。鉄骨造鋼板ぶき・陸屋根4階建の延べ床面積1,350.62m²、1階は駐車場、2階は愛媛県司法書士会事務局、3階が土地家屋調査士会の専用フロアで、中には土地家屋調査士会事務局・公嘱協会事務局・書庫・会議室があり、「境界問題相談センター愛媛」の相談室としても使用しています。4階は土地家屋調査士会と司法書士会の合同の大会議室となっています。

愛媛会事務局はJR松山駅から徒歩で約10分の場所に位置し、松山地方法務局、松山地方裁判所や松山市の繁華街である二番町・三番町、また、松山城や文豪夏目漱石の小説「坊ちゃん」で有名な道後温泉などの観光巡りをするにも便利で、大変立地条件の良い場所にあります。

愛媛会は四国中央支部、西条支部、今治支部、松山支部、大洲支部、宇和島支部の6支部で構成されており、会員数295名(平成23年4月1日現在)となっています。



事務局職員

事務局職員は東事務長、中村事務職員、白鷹事務職員の3名での体制となっております。この3名で土地家屋調査士会の事務の他に、「境界問題相談センター愛媛」の電話受付や事務も行っています。

最後に東事務長より一言ご挨拶していただこうと思います。

最後に東事務長より一言ご挨拶していただこうと思います。

「境界問題相談センター愛媛」の取り組み「日本で一番温かいADR機関を目指して」のもと、「日本で一番温かい事務局」を目指して会務に努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。

また、お近くへお越しの際は、是非お立ち寄りください。

愛媛県土地家屋調査士会連絡先

〒790-0062

愛媛県松山市南江戸1丁目4番14号

TEL : 089-943-6769 FAX : 089-943-6779

URL : <http://www.e-chosashi.or.jp>

MAIL : ehime@e-chosashi.or.jp

講習のお知らせ

自己申請により、土地家屋調査士専門職能継続学習(土地家屋調査士CPD)のポイントが付与されます。

土地家屋調査士の皆さま

ADR(裁判外紛争解決)、日常業務のスキルアップに!

◆実務に生かせる——

「紛争解決学」講義

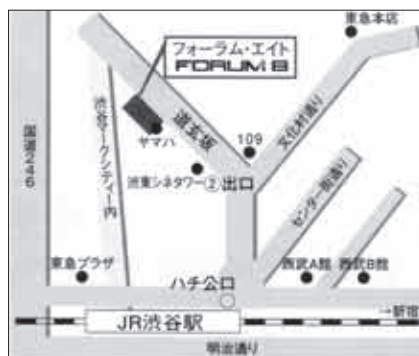
講師・廣田 尚久

(弁護士第一東京弁護士会・元法政大学法科大学院教授)

講義日程：平成23年10月1日、2日、8日、9日(全16限・詳細は次頁)

講義時間：1限：9時30分～11時、2限：11時15分～12時45分(休憩45分間)
3限：13時30分～15時、4限：15時15分～16時45分

場 所：渋谷・フォーラムエイト
新大宗ビル8階(803号室)
〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂2-10-7
TEL.03-3780-0008



JR山手線/東京メトロ銀座線「渋谷駅」ハチ公口 徒歩5分
東京メトロ半蔵門線・田園都市線「渋谷駅」②出口 徒歩3分

受講料：4万8,000円(テキスト代込み)
(ただし、法科大学院生と2011年度
新司法試験を受験した法科大学院
卒業生は3万2,000円)

申込方法：FAX(「申込書」は次頁)またはホームページ・先着48名
(受付後に受付票を郵送しますので、受付票に記載した銀行口座に受講料を振り込んでください。入金確認後に受講証とテキスト「紛争解決学講義」を送ります。)

修了証書：受講を修了した方には修了証書をお渡しします。

廣田尚久紛争解決センター

〒104-0061 東京都中央区銀座1-3-3 G1ビル10階
TEL. 03-5524-2732 FAX. 03-5524-2745
ホームページ：<http://seminar.funsou.jp>

講義日程と講義内容

1限： 9時30分～11時	2限： 11時15分～12時45分
3限： 13時30分～15時	4限： 15時15分～16時45分

- | | |
|----------|--|
| 10月1日(土) | 1限 ①紛争解決学の成立
2限 ②紛争解決学の定義と領域
3限 ③紛争解決の客体(内的条件、時間的条件)
4限 ④紛争解決の客体(空間的条件)、紛争解決の主体 |
| 10月2日(日) | 1限 ⑤代理人(法律専門職種、代理人の本質と能力)
2限 ⑥紛争解決規範(成文法、判例、諸科学の成果他)
3限 ⑦紛争解決規範(経済的合理性、ゲーム理論他)
4限 ⑧紛争解決規範の使用法 |
| 10月8日(土) | 1限 ⑨紛争解決規範のトモグラフィー
2限 ⑩因果律と共時性の原理、紛争解決の技術
3限 ⑪和解へのアプローチ、和解の歴史的意義
4限 ⑫訴訟の論理構造と和解の論理構造 |
| 10月9日(日) | 1限 ⑬裁判所(裁判の機能、裁判官の心証形成、裁判上の和解)
2限 ⑭裁判外紛争解決(ADR)
3限 ⑮付帯条件つき最終提案仲裁・調停
4限 ⑯紛争解決学の全体像と紛争解決学の目的 |

FAX. 03 - 5524 - 2745

「紛争解決学」講義聴講申込書	
廣田尚久紛争解決センター宛	平成23年 月 日
フリガナ	
お名前	
勤務先 または 自宅住所 ↑ ○で囲んで下さい。	名称： 所在地：〒 _____ 職業： TEL： _____ FAX： _____

※このページをコピーし、FAXまたはホームページ(<http://seminar.funsou.jp>)にてお申し込みください。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成23年5月2日付
神奈川 2905 難波日出樹 神奈川 2906 五郎丸泰弘
埼玉 2493 上島 康嗣 静岡 1714 杉山 高志
大阪 3127 柳澤 尚史 京都 834 長山 敏市
兵庫 2384 横田 史生 岐阜 1230 鶴飼 和利
富山 497 追田 昌一 広島 1827 田丸 貢司
熊本 1171 上村 淳一 熊本 1172 丸田慎太郎
沖縄 478 仲原 武己 宮城 989 藤田 高德
札幌 1154 坂井 宗徳 愛媛 828 宮本 邦彦

平成23年5月10日付
東京 7662 宮内 秀展 東京 7663 阿部 克己
静岡 1715 萩間 昭宏

平成23年5月20日付
東京 7664 高草 明 神奈川 2907 古賀 昭広
静岡 1716 佐野 義睦 福岡 2187 松下 秀行
福岡 2188 中野 哲男 熊本 1173 梶野 雄志
愛媛 829 別府 将幸

登録取消し者は次のとおりです。

平成23年1月18日付 茨城 710 稲見 進
平成23年3月11日付 岩手 1037 小國 正敏
平成23年3月30日付 岩手 20 高野 歳雄
平成23年4月4日付 大阪 1127 柳澤 逸男
平成23年4月5日付 岐阜 834 吉野 幸子
平成23年4月6日付
京都 729 武川 善彦 愛知 1510 服部 隆廣
平成23年4月12日付 東京 6894 君塚 誠
平成23年5月2日付
東京 2394 中山 洋 大阪 671 高橋 幹雄
兵庫 64 山本 潤吾 兵庫 1587 飯塚 公明
兵庫 2072 北本 英士 兵庫 2213 梶川 智保
三重 772 小澤 強 福島 576 塩谷 満
愛媛 275 谷本 芳弘

平成23年5月10日付
千葉 1292 篠塚 浅衛 千葉 1774 土谷 和夫
愛知 1472 加藤 義孝 三重 643 水野 郁夫
広島 1617 川西 隆弘 広島 1756 高木 敬治
札幌 567 宮脇 季男

平成23年5月20日付
東京 2095 白井 忠雄 兵庫 1956 前田 省三
奈良 245 与那嶺 隆 岐阜 646 渡辺 悟
石川 390 小原 政昭 山口 785 植野 勝昭
福岡 1928 石本 陽一 熊本 702 西岡 幸吉
愛媛 460 久保 宝

会長 レポート

5月16日～6月22日

Report

5月16日

竹本直一議員

北川イッセイ議員 国政報告会

石田真敏議員秘書

午前 自民党土地家屋調査士議員連盟でお世話になっている竹本直一衆議院議員の政経勉強会『関西21フォーラム』が大阪市内のホテルで開催され拝聴。

午後 同じく自民党参議院議員で土地家屋調査士議員連盟の北川イッセイ先生の国政報告会『参議院議員北川イッセイ君を励ます会』が開催され、案内を頂き大阪土地家屋調査士政治連盟のみなさんと一緒に出席。講師は清和政策研究会を主宰する町村信孝衆議院議員。東日本大震災以降の政治の取り組みや課題等について勉強。

夕刻 自民党土地家屋調査士議員連盟事務局長・石田真敏衆議院議員の秘書山崎勝紀氏が来所され議員連盟会議日程等について打ち合わせをさせていただく。

17日

第2回(臨時)正副会長会議

東日本大震災に際し各土地家屋調査士会から日調連の受入口座宛て義援金が寄せられているが、その配分や被災地住民対象の相談体制・その他の復興支援体制等を協議するため正副会長会議を開催。また1か月後に迫った連合会総会の進行等について協議。

18日

日本測量協会関西支部総会

午後から大阪市内の薬業年金会館で、日本測量協会関西支部の定時総会が開催される。総会終了後の講演会では同協会(本部)会長の村井俊治・東京大学名誉教授から『東日本大震災について』をテーマに講演を頂いた。村井会長は震災直後から新聞記事等を丹念に調査・分析され、被災地の住民が津波の直前・直後にとった避難の実態やその時の

心理等についての研究成果をスライドを使ってお話しされた。津波は陸上に上がると秒速10メートルと、オリンピック選手並みの速さで侵攻してくることや、津波の潮上の高さは40メートル近くまで記録されていることなど、さまざまな視点から解説され、勉強になった。

19日

日本測量協会理事会

水道橋の東京ドームホテル内会議室で社団法人日本測量協会の理事会が開催され出席。近く開催の同協会定時総会に提出する事業計画案や予算案等の議題について協議。また東日本大震災に関し、協会加盟各団体の取り組み等についてもそれぞれ報告があった。日本測量協会は、被災地・仙台に復興測量支援センターを置き、所長に星埜由尚・同協会副会長が就任され陣頭指揮を執ること、日調連も構成メンバーとして参画すること等も報告された。

午後から連合会で瀬口専務・竹谷常務ほかのみなさんと会務打ち合わせ。

20日

宮城会 平成23年度定時総会

朝の新幹線で仙台に移動。宮城県建設産業会館で開催された宮城県土地家屋調査士会の平成23年度定時総会に出席。東日本大震災により宮城会会員の多くも被災。同会では発災直後から会員の安否確認や救援物資の手配、関係官公署との折衝等に多忙を極めたとのことだが、この日、予定通り定時総会に漕ぎつけられた。鈴木修会長ほか役員の皆さんや会員の皆さんのご苦勞には敬服するばかりである。総会では鈴木会長の続投を含め、提案議題の全てが可決承認された。来賓としてご出席いただいていた高村一之仙台法務局民事行政部長他の皆さんに改めてご勞苦に敬意と謝意を表させていただいた。

式典終了後、南城正剛・連合会制度対策本部員に案内いただき内陸部でも地殻変動の状況が顕在的に表れている市内青葉区折立地区に向かう。数日前に菅直人・総理大臣もこの地を訪れたとのこと。

40数年前に造成された住宅地とのことだが、谷川だったところを埋め立てた個所が大規模に地崩れを起こし、家々が軒並み倒壊または修復不能なほどに損壊し、無残な姿を呈している。広範囲にわたって土地区画・境界にずれが生じている。この地域でお住まいを持たれている宮城県弁護士会の元会長、石田真夫先生にも一軒一軒をご案内いただき、造成当初から今次の震災までの地域の変遷などを教えていただき、大変お世話になった。その後、太白区緑ヶ丘地区に向かい、地殻変動による地崩れ・石垣の崩落状況などを確認。

23日

NHK取材

午後、連合会にNHK記者の訪問を受け、東日本大震災による地殻変動と土地境界への影響、今後の復旧・復興作業への影響などについて取材を受ける。

25日

大阪会定時総会

私の所属会でもある大阪土地家屋調査士会(横山慶子会長)の平成23年度定時総会が市内の名邸・太閤園で開催され出席。総会では役員改選が行われ、会長には松本充弘氏(連合会制度対策本部長)が選任された。総会では石井寛明大阪法務局長、小沼邦彦・同局民事行政部長ほかのみなさんと懇談させていただいた。

26～28日

韓国空間情報学会

26日 韓国空間情報学会(会長・高俊煥 ソウル市立大学・都市科学大学長)の招聘により同学会2011年度年次研究大会で講演することとなり、午前の便で関空からソウル・金浦空港へ。旧知の大韓地籍公社広報課長・権日赫氏の出迎えを受けソウル市内の大韓地籍公社を訪問。モロッコで開催されたFIG総会から帰国されたばかりという金榮浩社長、郭正完・副社長(国際地籍学会名誉会長)他幹部の皆さんと2時間ほど会議室で意見交換の後、懇親食事会にお招きいただく。韓国における地籍調査や周辺業務の現状等について、及びモロッコで開催のFIG会議の様態等について教えていただいた。

27日 ソウルから高速道路を經由して学会会場

の大田市へ移動。

ここは元空軍基地のあったところとのことだが、現在基地は移転し跡地に大学や研究機関が設けられ、韓国有数の学術研究都市として発展し、日本のつくば研究学園都市のような存在とのこと。会場は『大徳テクビジセンター』という会議ホール。学会報告に先立って行われたセレモニーには韓国政府から国土海洋部のスー・ミョン・キョ局長ほかの皆さんが出席され、挨拶をされた。私の講演は①日本における地籍整備の現状、②東日本大震災と地籍分野への影響の二つ。日本で昨年改正された国土調査関連法の趣旨や今後の展望として掲げられていることを報告し、併せて登記所備付地図の現状等についてもお話しさせていただいた。また東日本大震災に関しては未だ余震も続いているなかであるが、今後の既存の地図の修正や境界に関する登記実務への影響などを報告。外国人としても一人の報告に立ったのは国際地籍学会での活動等を通じて旧知の台湾・逢甲大学教授の周天穎教授で1999年の集々地震とそれ以降の自然災害、特に洪水災害の予知や避難域の設定等について講演された。終了後研究者や大学院生の皆さんと意見交換・懇談の後、深夜にソウルに戻る。

28日 午前中、ソウル市立大学の崔允秀教授、大韓地籍公社から韓国政府外務部に出向中の申氏の訪問を受け、日本の地籍測量や公示制度等について、あらかじめ用意された質問への回答と、両国の制度の異同等について3時間ほどの勉強会。午後の飛行機で帰国。

30日

東京会定時総会

小池信行・民事法務協会会長

早朝の飛行機で上京し、上野公園近くの会場で開催された東京土地家屋調査士会(竹内八十二会長)の平成23年度定時総会に出席。今春の異動で着任された東京法務局・相澤恵一局長他東京局の皆さんにも挨拶させていただく。役員改選では新会長に國吉正和副会長(日調連常任理事)が選任された。

夕刻、民事法務協会会長の小池信行先生が退任のあいさつにお見えになる。小池会長とは民事局第三課長、官房審議官、大阪法務局長等にご在任中も何度となくお目にかかり、各般にわたりご指導

いただいた。この度、勇退されるとのことだったので、これまでご厚誼・ご指導いただいたことに対し、感謝の意を伝えさせていただいた。

31日

全国測量設計業協会連合会総会

霞が関ビルにある東海大学校友会館で開催された全国測量設計業協会連合会(本島庸介会長)の平成23年度定時総会後の懇親会に招待いただき、瀬口専務・竹谷常務と一緒に参席させていただく。同連合会傘下の各測量会社は東日本大震災の被災地で基準点の改測作業等に当たっておられ、会長挨拶では今後の復興過程においても様々な形で貢献したいとの決意が語られた。

会場で10年ほど前の台湾・集々地震後の現地調査等で打合せさせていただいたことのある宇根 寛・国土地理院関東地方測量部長に10年ぶりにお会いすることができた。伊能ウオークの際にも大変お世話になった方。

6月3日

塩崎 潤・元日調連顧問ご葬儀

昭和50年前後から日調連の顧問として、土地家屋調査士制度の充実発展にご尽力いただいた塩崎潤・元総務庁長官(塩崎恭久・自民党土地家屋調査士議員連盟幹事長の厳父)のご葬儀が芝・増上寺で執り行われ、竹谷喜文常務理事と共に参列。塩崎潤先生は特に昭和60年の公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度創設に大変なお骨折りを頂き、法制化を実現していただいた先生で、全国の会員を代表して哀悼の意を表させていただいた。合掌。

6日

松浪健太議員 国政報告会

全公連定時総会

都内にある憲政会館で、自民党土地家屋調査士議員連盟でお世話になっている松浪健太・衆議院議員の国政報告会『第2回松浪健太政経セミナー』が開催され招待いただいたので出席、勉強させていただいた。

午後 都内のホテルで開催中の全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の定時総会にお招きを頂きセレモニーに出席。小出邦夫・法務省民事局民事第二課長に続いて挨拶をさせていただく。この日は役員改選が行われ、新しい会長に柳

平幸男副会長(日調連登記基準点評価委員会委員)が選任された。

7日

連合会にて会務

終日連合会で瀬口専務ほか役員の方々と当面の会務について打ち合わせ。

8日

保岡興治・前衆議院議員モーニングセミナー

民事法務協会新堂幸司会長

明海大学提携団体情報交流会

早朝から都内のホテルで開催された前衆議院議員・保岡興治先生のモーニングセミナーに出席。この日の講師はテレビでもお馴染みの森本 敏・拓殖大学大学院教授で、東日本大震災対応を含む現下の政治情勢・国際情勢のお話。テレビ・新聞等では伺い知れないお話もお聞きし、勉強になった。私はこの日の閉会のあいさつを兼ねた発言の場を与えられたので、議員在職中は自民党土地家屋調査士議員連盟会長として大変なご尽力を頂いた保岡先生の一層のご活躍を切望していることなどをお話しさせていただいた。

セミナー終了後、会館に戻り民事法務協会の新しい会長に就任された新堂幸司先生が会長就任の挨拶ということでお見えになられ、懇談させていただいた。新堂会長は日弁連法務研究財団理事長としてご在任中は土地家屋調査士ADR特別研修で大変お世話になった方で、土地家屋調査士会ADRの現状や、東日本大震災の復興過程での日調連、民事法務協会、それぞれの取り組み予定など、意見交換させていただいた。

午後 千葉県浦安市にある明海大学に移動し、同大学と産学連携の協定を交わしている団体の情報交換会に出席。浦安市は今回の震災で液状化現象が激しく、マンションや住宅に相当の被害が出ている地域で、大学への道筋にも傾いた戸建て住宅や路面高く突き出したマンホールにびっくり。情報交換会といっても、各団体の東日本大震災への取り組みや各分野における課題等についてのシンポジウム形式で進められ、連合会でもお世話になっている林 亜夫・不動産学部長、阪本一郎教授、齊藤広子教授、中城康彦教授他の先生方からもそれぞれの専門分野における調査・研究報告があり勉強に

なった。大星副会長、石野広報員も取材のため同席。

10日

滅失倒壊家屋等に関する打合せ会

東日本大震災の復興支援の一環として法務省は職権による滅失登記を予定されているが、関根副会長、小野業務部長他の皆さんと土地家屋調査士会の支援体制等について打ち合わせ。

11日

都市的土地利用研究会

地籍問題研究会幹事としてお世話になっている藤井俊二・創価大学大学院教授が会長を務めておられる都市的土地利用研究会の例会が会館近くの日大学舎で開催された。

この日は仙台在住の不動産鑑定士・井出米蔵先生、中央大学の谷下雅義教授に続いて、私からも東日本大震災と不動産登記・土地境界をテーマに報告させていただいた。

13日

塩崎恭久議員

大阪の私の事務所に塩崎恭久・元内閣官房長官がお見えになる。先生は自民党土地家屋調査士議員連盟の幹事長。土地家屋調査士制度各般に亘ってご尽力を頂いているが、制度や業務環境についての現下の課題等についてお話しし、先生から多くのご示唆を頂く。

16日

第3回正副会長会議

定時総会直前であるが正副会長会議を開催し、緊急に対応しておかなければいけない事案の処理や東日本大震災の復興支援体制のこと、義援金のこと、総会議案に対し出席予定の各会会長・代議員から予め提出されている質問等についての意見調整をする。

一人の質問者のテーマは他の代議員にとっても関心の高いテーマであることも少なくないと思われることから、できるだけ丁寧に連合会の考えや現状を説明しよう、ということでき一致。

17日

中国ブロック協議会総会

羽田から空路米子まで移動し、鳥取県下・皆生温泉のホテルで開催される中国ブロック協議会(高

山吉正会長)の平成23年度定例総会に出席。傍聴席から総会の一部始終を拝見し、セレモニーへ。山室祐一広島法務局民事行政部長の祝辞の後、私から日調連会務への協力のお礼と東日本大震災被災地の復興支援への取り組みのお願いをさせていただいた。旧知の祐名三佐男・鳥取地方法務局長とも久しぶりにお話しできた。

役員改選では現職ブロック会長の高山吉正氏が重任されることとなった。

19～20日

第2回常任理事会

今期の執行部としては最終となる常任理事会を開催。テーマは、第7回を迎える土地家屋調査士特別研修に関し、財団法人日弁連法務研究財団との委託契約締結について、東日本大震災等への対応の経過報告と当面のスケジュール調整、定時総会への対応。先に開催された正副会長会議で答弁者を調整したが、この日は答弁に立たれる担当役員間の調整等を行う。

20日

梶谷剛・司法支援センター理事長

総会議長団打合せ

午前 日本司法支援センター(法テラス)の理事長に就任された梶谷剛氏(元日弁連会長)が理事長就任のあいさつに来会された。各副会長、専務理事・常務理事と共に意見交換させていただく。梶谷理事長からは東日本大震災の復興支援のためのワンストップ相談所開設に関し、土地家屋調査士会の協力依頼を受ける。日調連からは、ご要請の件については全面的・積極的な協力を約束させていただくこと、震災対応はもとより、法テラスの各般に亘る活動に際しては、今後も幅広く土地家屋調査士職能を活用いただきたい旨のお願いもさせていただいた。

また、法務省に秦慎也・民事局総務課登記情報センター室長をお訪ねする。同室長には民事局旧第三課ご在勤中から国土交通省に出向されているときを経て、民事局に戻られ、補佐官、地図企画官等としてご在任中まで、長きに亘って協議させていただいたり、土地家屋調査士法や不動産登記法改正等の際の議論に加わらせていただいたり、ご指導いただいた方。私自身が間もなく任期末を迎えることからご挨拶を兼ねてお伺いし、短い時間だったが、意見交換させていただく。

午後から今次の定時総会の議長予定者としてお願いしている宮田精一・埼玉会長、高山吉正・岡山会長の両先生をお招きし、明日からの総会の進行等について打ち合わせをさせていただく。

今回の総会は役員改選議案があり、時間も読みにくいところだが、両議長は単体会会長や地方議会議長等として経験の深い方で、文字通り大船に乗った思いでいられることが嬉しい。

21～22日

第68回定時総会

21日 私達の執行部としては最後となる連合会総会が両日に亘って開催される。

冒頭、東日本大震災の犠牲となられた方に哀悼の意を表するため構成員一同が黙祷。

総会に先立つ式典では法務省から江田五月法務大臣、小川敏夫・法務副大臣、黒岩宇洋・法務大臣政務官、原 優・民事局長、小出邦夫・民事第二課長他幹部の皆さんにご臨席いただき、厳粛なうちに挙行された。いわゆる政務三役と言われる先生方がお揃いでご臨席いただくことができ、ご配慮いただいたみなさんに感謝。

総会1日目は事業経過報告と決算報告の後、役員改選に入り、会長選挙立候補者二名、副会長職立候補者六名による所信演説が行われたが、いずれの候補者も格調高く、思いを込めた自らの所信を表明され、嬉しく感じた。この日は投票のみを終え、休会。

今年は東日本大震災の直後ということもあって、例年のような国会議員の先生方や学会・経済界、関連団体等の皆さんをお招きしての懇親会の開催は自粛。総会構成員のみの懇談会とした。今期は単体会の会長50名中、29名が交替され、総会に出席するのは初めての方も多きことから、全国規模の交流の場が持てとてもよかった。

途中、小出邦夫民事第二課長、西江昭博地図企画官はじめ民事第二課の皆さんもお見えいただき、各会の役員諸氏にとっても土地家屋調査士制度・表示登記制度を所管されている民事第二課の皆さんと親しくお話しさせていただくことができ、有意義な時間となった。

22日

総会2日目

構成員の皆さんは早朝8時50分に議席に着き9時から会議を再開。

第3号議案で懸案の『7月31日を土地家屋調査士の日と定める』件は満場一致で可決承認を頂く。第4号議案の平成23年度事業計画案、第5号議案の同予算案には30を超える質問が寄せられ、選挙開票事務もあることから時間超過が心配されたが、両議長の采配よろしきを得て、当初予定を30分程度延長となったものの、スムーズに進行。両議案は満場一致で可決承認を頂く。

注目の役員選挙の開票結果報告が海野敦郎・選挙管理委員会委員長から議長に報告された。会長職には現副会長の竹内八十二氏(東京会)が選任される。副会長には林 千年(岐阜会)、岡田潤一郎(愛媛会)、志野忠司(奈良会)、関根一三(埼玉会)の各氏が当選された。

私は総会で名誉会長に推戴いただき、満場の承認を頂いた。この時を以って、連合会常任理事拝命から数えて14年間、委員会委員や研究員の時代からでは18年間になる私の連合会でのお世話役生活は終わった。

退任のあいさつをさせていただいたが、いろいろなことが文字通り走馬灯のように頭を駆け巡り、感無量であった。ともに汗をかいた全国の会員の皆さん、役員の皆さん、事務局の皆さんに心からの謝意を表させていただくと同時に、竹内・新執行部への絶大なるご支援とご協力方を特にお願いさせていただいた。

最終レポートにあたり・・・・・・・・・・・・・・・・

平成17年6月の総会で日調連会長に選任いただいて以来、3期6年間、このコラム『会長レポート』を完走できたことは、私にとって得難いことであり、嬉しいことでした。正直なところ、会務が繁忙を極める中で、毎月4～5ページのこのレポートを書くことは、時に苦業でもありましたが、歴代の広報担当役員や事務局の広報担当職員の皆さんに半ば励まされ、半ば脅され(?)て、しかし根気よく支えていただいて、とうとう、最終ページにたどり着くことができました。

もともと、日調連会長の会務活動の一端を私自身がペンをとって、ほぼリアルタイムに会員の皆さんに知っていただくことで、制度や業務を考える上での何かを感じていただければ、との一念で筆を執ってきました。拙いレポートを永い間お読みいただきありがとうございました。

平成23年6月22日 松岡直武 記す

厳しい要件によって運用される 特定認証局について



廣瀬 一郎

私たちが運用する特定認証局の中心的機能は、CA (Certificate Authority：認証局)と呼ばれ、オンライン申請時における申請代理人である土地家屋調査士の電子的な身分証明書を発行し、管理するとても重要なものです。認証局が発行する電子証明書には、“パブリック証明書”と“プライベート証明書”という2種類の証明書があります。

電子署名及び認証業務に関する法律(2001年4月施行)で規定されている「特定認証局」は、パブリックCAであり、厳格な運用を行っています。復習のために特定認証局について振り返ってみますと、日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下、「日調連特定認証局」という。)は、土地家屋調査士本人が所有する鍵ペア(秘密鍵と公開鍵)に対して公開鍵証明書を発行しています。この際、特定認証局は認証機関自身の秘密鍵で、日調連認証局に登録した土地家屋調査士電子証明書の公開鍵証明書に署名することになります。この署名の意味は、“認証機関が信頼を与え保証する”という意味を持つことになります。

@IT セキュリティ用語辞典 (<http://www.atmarkit.co.jp/index.html>)によると、認証機関の信頼性が発行された証明書の信頼性に結びつくため、認証機関(特にパ

ブリックCA)の基本要件には以下の管理要件を満たす必要があります。

【認証機関の管理要件】

①技術レベルの維持

運営に必要な専門知識を有する要員を雇用し、技術レベルを維持していること。

②財政基盤の維持

業務の安定かつ継続運用および損害への対応のために十分な財政基盤を維持していること。

③業務手続き、標準の策定

認証業務が確実かつ安全に実施されるために、業務遂行に必要な手続き、標準を定め、要員の訓練、業務の監査を実施していること。

④個人情報情報の管理

利用者本人の合意がある場合を除き、当該個人情報を開示しないこと。

⑤利用条件の通知

証明書の発行相手に対して契約を行う前に、わかりやすい表現と確実な通信手段によって、証明書の利用、制限などに関する正確な条件を通知し、また、これらの条件に関して証明書利用者(契約者)からの問い合わせに応じられること。

⑥定期的監査の実施と結果の公表

外部の監査機関によって、管理、運用、システム・設備要件に関する監査を定期的に受け、監査結果を公表すること。

また、認証局の運営に関しては、下記のように「認証機関の運用要件」として詳細が定められています。

【認証機関の運用要件】

①署名鍵および関連データの保護

証明書の発行などに使用する署名生成システムにおいて、署名生成に使用する署名鍵およびデータに関し、その作成から廃棄までの全てのライフサイクルにわたり、十分な機密性を確保し、解読、漏えいなどによる証明書の偽造が行われないようにすること。

②対象確認

証明書を発行する対象の確実性について適切な手段により確認すること。

・対象確認について、そのポリシーと運用規程を明確に定めること。

・対象確認の認証レベルは、適用されるサービスの社会的な要求に適合させること。

③失効処理

証明書を発行した相手もしくは認証機関の都合により証明書の失効を行う場合は、迅速かつ適切に行うこと。

・証明書の失効に関するポリシーと運用規程を明確にし、その限界を示すこと。

・失効要求者の本人確認を行うこと。

・証明書の失効日時を明示できること。

④証明書の有効性確認

- ・必要に応じて、発行した証明書に関する利用者からの有効性確認(CRL)の問い合わせに適宜応じられるようにすること。
- ・失効中の証明書はその旨を利用者に公知すること。
- ・証明書の有効性確認で適用される技術(タイムラグなど)の限界を明確にすること。

⑤証明書の保存

証明書およびその発行・失効に関連する情報を、電子的な形態もしくは文書により必要な期間保存しておくこと。

⑥利用者署名鍵の複製禁止

鍵管理サービスを行う場合に、本人が明確に要求する場合を除き、証明書を取得した本人の署名鍵生成に使用したデータおよび署名鍵を保存、複製してはならないこと。

これまで特定認証局に関する管理要件、運用要件についてみてきましたが、さらに特定認証局で使用するシステム設備についても同様に詳細な「システム・設備要件」が定められています。

【認証機関のシステム・設備要件】

①システムの高信頼性および用途特定

認証機関の運営に必要な設備、システムは、信頼性の高いものであり、目的以外の用途に使用されないようにすること。

②障害復旧のためのバックアップ

システムの障害や災害時の障害に対して登録、証明書発行・失効に関連する情報の損失を防ぎ、サービスの停止を最小限に止める

ために、データのバックアップ機能およびシステム・バックアップ措置を講じなければならない。

③システム、設備へのアクセス制御

認証機関の設備に対して入退室管理や設備の監視などの物理的セキュリティ機能を備え、かつシステムに対しては操作の役割に応じたアクセスを備えること。また、ネットワークからの不正アクセス対策を講じなければならない。

上記のように「認証機関の管理要件」、「認証機関の運用要件」、「認証機関のシステム・設備要件」と詳細な要件を満たしつつ適切に特定認証局は運用されています。

また、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局規則」第1条には日調連認証局の運営に関して以下のように定めています。

第1条(目的)この規則は、日本土地家屋調査士会連合会会則第59条の2第2項の規定に基づき、日本土地家屋調査士会連合会特定認証局の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

さらに日調連認証局が発行する電子証明書については、第9条には以下のように定めがあります。

第9条(認証局運用規程)認証局における電子証明書の発行及び失効その他運用、管理等の手続については、別に定める認証局運用規程(CPS)による。

2 前項の認証局運用規程には、第5条第1項に規定する重要事項の内容を記載するものとする。

つまり、特定認証局の運用に関しては、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局規則」、電子証明書に関しては、「日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 運用規程(CPS)」(現在はVer.2.2になっています)で明確に規定されています。ここで、「日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 運用規程(CPS)(Ver.2.2版)」では、電子証明書の使用目的として以下のように定めています。

証明書の用途

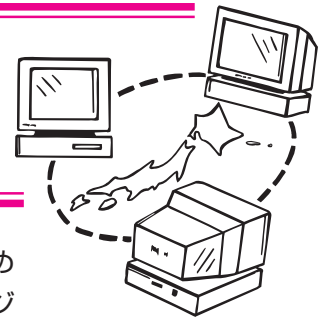
1 適切な証明書の使用

本認証サービスにより発行される利用者証明書は、下記の用途のみに使用できる。

- (1) 土地家屋調査士による官公署に対する電子的な申請及び届出等の用途
- (2) 土地家屋調査士が職務上作成する電子文書等への電子署名の用途

つまり、上記以外の目的での使用は、規程上対応することはできません。(たとえば、電子入札への対応など)しかし、実現は簡単ではありませんが、会員の方々から様々な提案がなされることは、認証局運用規程(CPS)を改訂することによりこれまでの利用範囲を超えてさらなる活用が広がると考えられます。ただ、土地家屋調査士電子証明書に情報を追加するなど作業が必要になることも想定されます。場合によっては施設等の追加をしなければならないこともありますので注意が必要になります。

会員の広場を利活用ください



平成23年5月10日から連合会ホームページ「会員の広場」へアクセスするためのID及びパスワードの登録方法等が変わりました。詳細は、連合会ホームページを参照願います。

なお、平成23年5月9日まで使用されていたID及びパスワードはご使用になることができません。連合会ホームページ「会員の広場」において改めて新規登録を行ってください。従来のID及びパスワードによってアクセスしようとした場合、新規登録画面へご案内いたします。

「会員の広場」ID申請方法

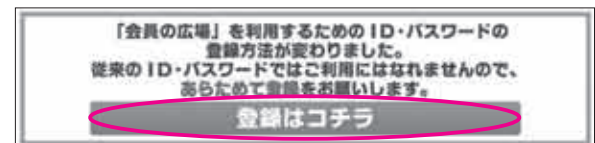


連合会HPのトップページ
(<http://www.chosashi.or.jp/>)
から「**会員の広場**」をクリック

1

2

「**同意して入場する**」ボタンをクリック



「**登録はコチラ**」をクリック

3

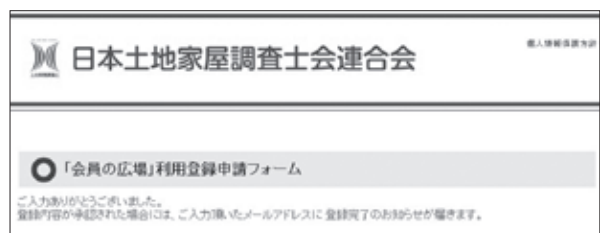
4

必須項目を入力して**確認画面へ**をクリック。
入力内容を確認したら、**確定する**をクリック。



ご入力いただいたメールアドレスに登録完了のお知らせが届きます。

3日経過してもお知らせが届かない場合、連合会(電話:03-3292-0050、メール:kaiin_hiroba@chosashi.or.jp)までご連絡ください。なお、メールアドレスに誤りがあると届きません。



東京会

「参加レポート TVドラマエキストラに参加して」

中野支部 竹内 晋



『とうきょう』第585号

皆さんもご存知のことと思いますが、『土地家屋調査士制度制定60周年記念事業』の一貫として、女優の黒木瞳さん主演の『土地家屋調査士』を主人公とした土曜ワイド劇場「愛と死の境界線」が制作され、3月26日に放送されました。

ご覧になった方も多いと思います。中には「あれ？見たことある人が出ている！」と思った方もいらっしゃるでしょう。

実は、去る1月10日、東京会の有志の方々と共に、エキストラ出演をしてしまいました。

私たちの出演シーンは、ドラマの冒頭の黒木瞳さん演じる主人公「土地家屋調査士 西脇ゆう子」が絵本の授賞式で表彰されるシーンでの新聞記者役という非常にベタなエキストラ出演だったのですが…。

撮影当日、場所は有楽町電気ビル北館20階。早朝7時30分集合。休日の早朝でしたが当然ノーギャラです。

まずは大きなホールに集められたのですが、そこがすごい所でした。皆さんもテレビなどでご存知かも知れませんが、外国人記者クラブという所です。正式名称は社団法人日本外国特派員協会というらしく、普通ではまず入れないところらしいです。この集められたホールのようなところが、その会員制のレストランでした。廊下には過去に招待された人物の写真が貼ってありました。その歴々たる顔ぶれのすごさに……まあ、どれくらいすごいかはご自分でウィキペディアなどで調べて下さい。

そのような場所で監督さん、スタッフさんの紹介、当日の段取り等

の説明を受けました。

私はどちらかというと、あまり緊張感を持たないタイプの人間なのですが、ドラマの撮影現場、更には出演(エキストラですけどね…)など初めての経験だったので、さすがに何ともいえない緊張感がありました。

おそらく参加された皆さんも同じような感じだったと思います。緊張のせいかとても静かな方、逆にテンションの高い方など様々な様子で、現場の奇妙な空気を今なお記憶しております。

そして、撮影現場となるドラマの中で授賞式が行われる会場へ移動。その場所こそテレビで良く見る外国人記者クラブの記者会見場でした。私は、生涯で一度あるかどうかの経験なので勇気を振り絞り、思い切って一番前の席に座ってしまいました。この辺が緊張感に欠けているところなのだと思いますが…

スタッフの方々が照明やらカメラやらの準備を慌しくしており、殺伐とした空気の中でまたも色々と説明がありまして、「エキストラの我々すら失敗は許されないのか！」という気持ちにさせられるには十分でした。

ここでいよいよ黒木瞳さんの登場となるわけです。後の扉から、助監督さんに連れられて会場の前の方へ。私の目の前で…。

当たり前ですが綺麗でしたよ。凄まじいオーラが出ていました。助監督さんから紹介され、サラッと挨拶。テレビと同じ声でした。そりゃそうですね。

挨拶も束の間、早速監督のもとに台本を持って、歩き方や物の持ち方、話すトーンやスピードなどの演

技の打合せ。私の私的な感じですが、普段テレビで見るイメージとは違い、非常にプロフェッショナルな雰囲気に驚きました。

さて、撮影開始です。

授賞式のシーンなので私たちのすることは簡単です。拍手です…。立って拍手、座って拍手の繰り返しです。

あとは新聞記者役なので、話を聞きながらメモをする演技などをするわけですが。…エキストラなのでこんなものです。

それより、私が驚いたのは、一つのシーンというか、一つの台詞をいうのに何度もカメラの位置を変えたり、照明の位置を変えたりして撮影することです。数秒の台詞を撮るのに数十分、下手すれば数時間もかかるという初めて知った撮影の裏側には本当に驚かされました。

放送をご覧になった方は分かると思いますが、我々の出演した冒頭の僅か数分のシーンを撮影するのに、お昼近くまで掛かりました。

ドラマ制作にはたくさんの時間と人数と、それに伴ったお金がかかるのだと勉強させて頂きました。このような感じでエキストラ出演は無事に終了しました。テレビは作る側ではなく、見る側の方が良いということを感じさせられました。

稚拙な文章で恥ずかしいのですが、少しでも現場の空気や臨場感が伝わればと思い、書かせて頂きました。

今回のドラマ放送をきっかけに、正直言ってマイナーな我々の『土地家屋調査士』という職業が少しでも知名度を上げることが出来たらと切に思います。

最後になりましたが、今回のドラマのエキストラ出演をされた方々をはじめ、制作に携わった日調連の方々本当にお疲れ様でした。



平成23年 春の叙勲・黄綬褒章

おめでとございませう。

旭日双光章

松田 良男 (山形県土地家屋調査士会)

昭和45年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
山形会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成15年法務大臣表彰等、現在山形会相談役70歳

黄綬褒章

浦賀 静雄 (香川県土地家屋調査士会)

昭和49年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年
香川会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成22年法務大臣表彰等、現在香川会相談役70歳

黄綬褒章

工藤 城士 (岩手県土地家屋調査士会)

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
岩手会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成22年法務大臣表彰等、現在岩手会名誉会長72歳

黄綬褒章

杉山 行生 (岐阜県土地家屋調査士会)

昭和43年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
岐阜会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成22年法務大臣表彰等、現在岐阜会顧問63歳



黄綬褒章

樋口 幹典 (兵庫県土地家屋調査士会)

昭和52年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
兵庫会理事、同副会長、同会長を歴任
平成22年法務大臣表彰等、現在兵庫会名誉会長64歳

黄綬褒章

山口 祐司 (広島県土地家屋調査士会)

昭和44年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
広島会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成13年法務大臣表彰等、67歳



黄綬褒章

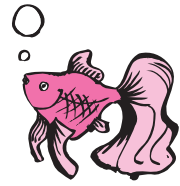
徳堂 勲 (富山県土地家屋調査士会)

昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
富山会理事、同副会長を歴任
平成16年法務大臣表彰等、69歳

※受章者の年令・歴に関しましては、平成23年4月29日発令日の年令・歴です。

ちょうさし俳壇

第304回



空中散歩 水上陽三

書に倦みし眼を癒す窓若葉
老鶯や歩数をかせぐ回り道
ミニ薔薇の真紅の主張潔し
地に転ぶ黒きダイヤか桜の実
ゴンドラの空中散歩山法師

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

離れ家の客は偽名や鴨足草
慈悲心鳥啼けば峠の雲去りぬ
抜け道は疎まれがちや道をしへ
雲水を抱えて落とす雲の峰
加賀千代女を偲んで

加賀の蛭かしくかしこと灯しけり

岐阜 堀越貞有

梅雨籠撒き餌の如くはがき出し
値札には時価と書かれて皐月鱒
葦切に船頭小唄も途切れがち
心労の疲れとれぬか羽抜鳥
今日からは本採用なり五月来る

茨城 島田 操

更衣電車に乗ってみたくなり
五日分の野良着干さるる梅雨晴間
調査士と二足の草鞋麦の秋
新茶注ぐ角の取れたる二人かな
音の無き雨に色増す七変化

東京 黒沢利久

不揃ひの身丈それぞれ夏木立
樹の中の雀の声も梅雨晴間
檜の葉に風のまつはる太宰の忌
梅雨晴間風力計に動きなし
十葉がびつしり東京武道館

福島 加藤捷子

避難所に牡丹の香まとひ来し
家家の青きシートや柳絮舞ふ
何処までも地震の爪痕さくら散る
震災に負けざる庭に茄子植うる
柿若葉余震馴れなどあるまじく

埼玉 井上晃一

颯爽と母子決めてる子供の日
子供の日遊び疲れしズック靴
走り梅雨太公望の傘差して

今月の作品から

水上陽三

離れ家の客は偽名や鴨足草

清水正明

季語は鴨足草、湿地を好む常緑多年草で、六・七月花茎を抜いて多数の五弁花を開くが、華やかな花ではない。ところでこの句、客と言うからには商売屋の離れ家なのであろう。しかも偽名の客とは穏やかでない。人目を忍ぶ日のある男女が想像される問題のある句と言うべきだろう。

堀越貞有

梅雨籠撒き餌のごとくはがき出し

外業も出来ず梅雨籠を余儀なくされているので、暇を利用して顧客にそれと無き仕事の勧誘をしているとも読み取れるが、意地悪くこんな觀賞もしてみたくなる。作者が新聞などに良く投句するいわゆる投稿家かどうか知る由もないが、撒き餌と言うから広くばら撒くように数箇所へ投句してみるのはなかるうか。それはそれとして撒き餌のごとくとは言い得た比喻と思う。

島田 操

更衣電車に乗ってみたくなり

季語のように極めて軽やかな趣のある作品である。作者が自認しているように、調査士業を営みながら婦人と共に農業を営んでいる。普段の外出は例外なく車を利用してはいるから、衣替えて軽やかになった途端にふらりと電車に乗って出掛けてみたくなったのである。作者は紛もなく既に老年であるが、この様な若い気持ちを持たない作品に出会うと私自身も楽しくなる。

黒沢利久

不揃ひの身丈それぞれ夏木立

常々思うことは、樹木には春から夏の終りにかけて幾つかの段階があるようである。即ち春の芽立ちも一定のところまで伸びたら伸びを止め、専ら内容を充実する時期があり、それが終われば再び伸びることに専念する。一定の成果のあった段階で次は内容を充実させるといいうものである。第一期は四月から六月、第二期が七月から九月ということになる。こうして樹木は寒暖・風雨に負けない成長を遂げているのだとおもう。掲出句まさに一年の内の第一期を終えた木立ちの自信に満ちた有様を表現しているのである。

全公連第26回定時総会開催

平成23年6月6日(月)午後1時から、ホテルメトロポリタンエドモント(東京都千代田区飯田橋)において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会第26回定時総会が開催された。

総会に先立ち、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島各県の公嘱協会を代表し、安保岩手協会理事長による報告と挨拶が行われ、震災によってお亡くなりになられた方々に黙祷が捧げられた。総会冒頭、体調不良で辞任した鈴木洋美会長に代わり、倉富雄志会長代行の挨拶があり、全公連の継続した震災復興への協力表明が行われ、また、公益法人認定へ向けて更なる努力をする旨が語られた。その後、川本達夫社員(高知協会)を代表とし功労のあった方々に対し全公連会長表彰が行われた。

加入全49協会の理事長が出席のもと、松尾孝人福岡協会理事長、松原正彦大阪協会理事長を正・副議長に選任し総会が開始された。執行部から、震災に対する対応及び公益移行への対応を中心に平成22年度の業務報告が行われ、義捐金、決算報告の後、監査報告を受け総会にて承認された。なお公益認定の進捗状況に関する質問があった。

次に平成23年度の事業計画について上程された。基本方針は以下のとおりである。

- 1 民による公益を担う機関として、コンプライアンス、ガバナンス、ディスクロージャーのさらなる充実を図るとともに良質な公益の担い手として公共の福祉の増進に取り組む。
- 2 日調連、全調政連等の関係団体とともに、土地家屋調査士制度の一翼を担う機関としてそれぞれの自治事務を尊重し、緊密な連携・協調を図る。
- 3 主務官庁ほか関係府省庁との調整を図る。
- 4 公共嘱託登記制度を理解する国会議員とのネットワークを構築する。
- 5 東日本大震災における復旧・復興に向けた協会相互支援について取り組む。

昨年度行われた地図作成総括責任者養成講座も継続して行っていくことも表明された後、審議が行われ予算案も含めて承認された。

今次総会では役員改選の時期にあたり、大村義之(山梨協会)役員選考委員長から報告を受け、以下の役員が選任され、総会の審議はすべて終了した。(副会長は選任後の緊急理事会にて互選されたものである。)



柳平新会長

会 長	柳平幸男(岩手協会)
副会長(経理・公益担当)	塩川 豊(長野協会)
副会長(業務・研修担当)	泉 清博(高知協会)
副会長(総務・広報担当)	林 俊男(山口協会)
理 事	村上朝男(兵庫協会)
理 事	榊原典夫(岐阜協会)
理 事	松尾孝人(福岡協会)
理 事	高見雅之(青森協会)
理 事	室田尚人(札幌協会)
理 事	菅原浩明(埼玉協会)
監 事	高木秀夫(愛知協会)
監 事	倉富雄志(愛媛協会)
予備監事	寺下能明(和歌山協会)

その後、来賓として、法務省民事局民事第二課長小出邦夫様、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長平野政則様、日調連会長松岡直武様、全調政連会長横山一夫様他をお迎えし、ご祝辞を頂いたあと、閉会となった。



来賓の皆様

総会終了後の懇親会には、全公連顧問の前田武志参議院議員、金子恵美参議院議員、古屋圭司衆議院

議員、塩崎恭久衆議院議員、漆原良夫衆議院議員、そして中村哲治参議院議員、全法務実川委員長、杵名副委員長、顧問弁護士の岩渕先生、顧問会計士の澤村先生にご参加いただき、激励の挨拶を多々頂戴した。その場での参加者の会話もはずみ盛会裏に終了した。

■ 研修会開催

6月7日(火)午前9時から、塩川副会長による、公益認定申請の経過説明、そして内閣府に認定申請中の愛媛、岩手、静岡3協会の理事長から、その注



総会風景

意点の説明が行われた。

それに対し質疑が行われ、熊本協会他から積極的に質問がなされた。

次に、顧問会計士の澤村義幸先生に公益移行申請に当たっての法人会計の注意点についてご講義いただいた。

研修会后、柳平新会長から全公連を構成する49協会に対し、災害時相互支援に関する協定書締結に関する提案とその内容説明が行われ、内容を更に吟味の上、全協会で締結する方向に向かうという合意が得られた。

■ 今後の会議予定

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 6月7～8日 | 第4回正副会長会議 |
| 6月21～22日 | 日調連第68回定時総会 |
| 6月22～23日 | 第3回理事会 |
| 6月24日 | 中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会 |
| 7月8日 | 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会 |

会務日誌

5月16日～6月15日

5月

17日

第2回正副会長会議

<協議事項>

- 1 東日本大震災の復興支援について

6月

1日

第6回土地家屋調査士特別研修 第6回考査問題検討委員会

- 1 考査問題の使用について
- 2 記述式問題の採点基準について

7日

第1回総務部会

<協議事項>

- 1 第68回定時総会及び懇談会の運営について
- 2 平成23年度総務部事業計画(案)に基づく執行計画について
- 3 平成24年版土地家屋調査士手帳の作成について
- 4 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

編集後記

7月、七夕…

7月は別名「**文月**」と呼ばれます。文字通り、「ふみ」に関する月になるようで七夕に詩歌を献じ、書物を夜風に曝す風習があるからといわれています。また、この時期田んぼに植えた稲の穂が含む月であることから「**含み月**」「**穂含み月**」とする説もあるようです。

7月といえば、これからの時期、各地で「七夕祭り」が開催されます。七夕について調べてみたところ、日本古来の行事かと思っていましたが、もともと、中国での行事であったものが奈良時代に伝わり、元からあった日本の**棚機津女**の伝説と合わさって生まれた言葉だそうです。

いよいよ夏休みのシーズンになります。これから

の時期は、お出かけの予定を考えるなど楽しい時間が過ごせるのではないのでしょうか。ただし、お出かけするならば事前にしっかりと「お出かけ計画」を立案しておきましょう。これからますます暑い日が続きます。暑いからといって、ついつい冷たいものの摂り過ぎによる体調不良や、炎天下での熱射病・熱中症などに気をつけて楽しい夏を過ごしましょう。

会報の編集を担当して2年が経過しました。これまで拙い編集後記を続けてきましたが、今回で最終となります。これまで目を通していただいた方々へこの場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございました。また、どこかでお目にかかること(記事などで)に期待して筆をおきます。

広報部次長 廣瀬 一郎

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社